

**和歌山県** WAKAYAMA  
GUARANTEE  
DISCLOSURE

**信用保証協会**

**ディスクロージャー**

**2023**

 **和歌山県信用保証協会**

CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF WAKAYAMA-KEN

2023

和歌山県信用保証協会ディスクロージャー

WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE

## ご あ い さ つ



平素より和歌山県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、令和4年度の事業報告等を掲載しました「和歌山県信用保証協会ディスクロージャー2023」を作成いたしました。

本誌を通じて経営方針や業務内容など、当協会の取組みについてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

さて、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いただけでなく、ロシア・ウクライナ情勢も混迷の中にあり、加えて円安・物価高が進行したことで、先行きへの不安が解消されない1年間となりました。

和歌山県内の景気動向については、個人消費や生産活動は緩やかに持ち直しており、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを受け、全体としては緩やかに持ち直していくことが予想されます。一方、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は、原材料価格の上昇や供給面での制約、人件費負担の高まり、金融資本市場の変動等の影響により、依然として厳しい状況にあります。

このような中、政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済政策」を踏まえ、令和5年度における主な取り組み方針は、3つ挙げられます。まず、需要の回復による前向きな資金需要に応えること。2つ目は、厳しい状況に置かれている中小企業・小規模事業者が資金繰りに支障をきたすことがないように、事業者の収益力改善支援・資金繰り支援を行うこと。3つ目は、金融機関や関係機関と一層の連携強化を図りながら、力を合わせてポストコロナにおける中小企業・小規模事業者の経営支援・再生支援に取り組むことです。

以上の主な取り組み方針に加え、「経営者保証の提供を選択できる環境の整備」「信用保証の利便性向上の取り組み」「信用保証を通じたSDGsの推進」等、社会の求めに応じた各種取り組みを引き続き進めてまいります。

また、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、高いコンプライアンス意識の下、ガバナンスを強化し、健全かつ適正な業務運営に努めてまいります。

当協会は、令和5年12月27日をもちまして、設立75周年を迎えます。これもひとえに、金融機関、関係機関及び中小企業団体の皆さま方のお力添えによるものであり、心から感謝を申し上げます。

これからも当協会の理念である「信頼され、親しまれ、期待される信用保証」を実現し、活力ある地域経済の維持・発展に貢献できるよう、役職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きご指導、ご支援をお願い申し上げます。

令和5年8月

和歌山県信用保証協会

理事長 細川 一也

## ごあいさつ

### 中期事業計画・年度経営計画

- ・第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）…………… 1
- ・令和5年度経営計画…………… 3

### SDGsへの取り組み…………… 7

### 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み…………… 10

### 広報、企業支援、社会貢献活動について…………… 15

### 信用保証制度の役割（目的と業務）

- ・当協会の経営理念…………… 18
- ・当協会の目的と業務…………… 18
- ・信用補完制度のしくみ…………… 19

### 信用保証のご利用にあたって

- ・ご利用いただける中小企業者…………… 20
- ・保証の条件…………… 20
- ・信用保証料…………… 21
- ・責任共有制度…………… 24

### 保証制度のご案内

- ・主な保証制度一覧…………… 25

### 信用保証の動向

- ・保証利用企業者数…………… 32
- ・資金使途別保証状況…………… 33
- ・担保有無別保証状況…………… 33
- ・金融機関別保証状況…………… 34
- ・業種別保証状況…………… 35
- ・制度別保証状況…………… 38
- ・地区別保証状況…………… 39
- ・経営安定関連5号保証状況…………… 42
- ・保証条件変更実績…………… 42
- ・求償権回収実績…………… 42

### 令和4年度事業報告

- ・貸借対照表…………… 43
- ・貸借対照表の用語解説…………… 44
- ・収支計算書・財産目録…………… 45
- ・収支計算書の用語解説…………… 46

### 個人情報保護への取り組み

- ・個人情報保護宣言…………… 47

### コンプライアンス態勢

- ・コンプライアンスの基本方針…………… 49
- ・コンプライアンス組織体制図…………… 49

### 当協会の概要

- ・プロフィール・沿革・役員構成…………… 50
- ・組織体制・担当業務のご案内…………… 51

# 中期事業計画・年度経営計画

## 第6次中期事業計画（令和3年度～令和5年度）

和歌山県信用保証協会の経営理念である「信頼され・親しまれ・期待される信用保証」を目指し、地域金融の担い手として、アフターコロナの新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むため、金融機関や関係機関との連携強化（リスク分担）を図りながら、中小企業者等の資金繰り支援はもとより、創業・経営改善・事業承継・事業転換など、中小企業者等のあらゆるライフステージに応じたきめ細かな金融支援・経営支援の拡充に努めます。さらに事務の効率化・簡素化、利用者の利便性の向上のため、信用保証業務の電子化の取り組みや持続可能な社会を実現するため、SDGs 宣言に向けた具体的な取り組みを推進します。

以上を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間における基本方針として、次の事項を積極的に取り組むこととします。

### 1) 中小企業者等の実情に応じたきめ細かな資金繰り支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関とより一層連携強化を図り、中小企業者等の実情に応じた保証制度の提案を行い、資金繰り支援に柔軟かつ積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の多様なニーズに応えるため、保証付融資とプロパー融資を適切に組み合わせたリスク分担を行い、安定した資金調達の支援に取り組めます。
- ③「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に頼らない保証に積極的に取り組みます。

### 2) アフターコロナを見据えた経営支援・事業再生支援・事業転換の取り組み

- ①中小企業者等に対し、専門家による経営相談会の開催、専門家派遣事業「わかやま連携サポート」の実施など経営支援に積極的に取り組みます。
- ②中小企業者等の経営改善・事業転換等のため「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」の活用を促します。
- ③経営支援の効果を検証するための必要なデータを蓄積し、定量的な効果検証の試行・準備を行い、係る工夫や改善に取り組めます。

### 3) 創業・事業承継などライフステージに応じたきめ細かな経営支援の取り組み

- ①金融機関や関係機関と連携・協力を一層強化し、創業・事業承継に係る相談・保証に積極的に取り組みます。
- ②創業セミナー・事業承継セミナーの開催、また専門家による創業者フォローアップ支援、創業計画策定支援および事業承継支援に積極的に取り組みます。
- ③創業・事業承継に関する保証制度について、金融機関や関係機関に対し周知および利用促進に積極的に取り組みます。

### 4) コンプライアンス態勢の充実・強化およびリスク管理体制の充実

- ①保証協会の業務の公共性を十分に認識し、「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動の着実な実施により、コンプライアンスのより一層の浸透と役職員の意識向上を図り、健全かつ適切な業務運営に努めます。
- ②適正な個人情報および特定個人情報の取扱いを行い、個人情報保護および特定個人情報保護に努めます。
- ③反社会的勢力等の不正利用防止および排除に向け、組織的な態勢整備の取り組みおよび反社会的勢力等による不当要求に対して毅然たる態度で対応します。

### 5) 電算システムの安定稼働ならびに利便性の向上

- ①保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、ORBIT システムの安定稼働に努めます。
- ②保証申込から融資実行までのリードタイムの短縮を実現するため、（一社）全国信用保証協会連合会が開発予定の保証協会と金融機関間の書類及びデータの電子的授受を可能とするための共同システムを推進（ORBIT システムとの連携を含む）し、信用保証業務の電子化を進めます。
- ③ ORBIT システムを基盤とした独自情報系システムの機能強化を図ります。

### 6) その他の項目

- ①中小企業者等の資金繰り支援をするべく、経営・金融相談に的確に対応できるよう協会業務全般に精通する職員の育成を行い、中小企業診断士等の資格取得の推進を図るとともに、金融機関及び関係機関等との円滑な連携を図れる専門性の高い人材を育成します。
- ②保証推進・経営支援策等各種施策の利用推進について、各種広報媒体を活用し積極的な広報に取り組みます。
- ③自然災害やコンピュータ停止等の緊急事態に備え、事業継続計画（BCP）の整備を行い、実効性の確保に努めます。
- ④中小企業者等および金融機関の利便性向上ならびに業務効率化のため、押印レス化（不要な押印の省略）を進めます。
- ⑤中小企業支援や社会貢献活動を通じて、地域における SDGs（持続可能な開発目標）への推進に貢献します。

## 令和5年度経営計画

### 1. 業務環境

#### 1) 和歌山県の景気動向

和歌山県内経済情勢報告（和歌山財務事務所 令和5年1月判断）によると、個人消費と生産活動ならびに雇用情勢は、全体として緩やかに持ち直しているとしており、景気は緩やかに回復しています。

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待されます。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外経済の下振れが景気の下押しリスクとなっており、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動や中国における新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の感染拡大等が、県内の経済金融情勢に与える影響について注視していく必要があります。

#### 2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

県内の中小企業・小規模事業者（以下「中小企業者」という。）の景況感については、大企業に比べ回復は遅れています。また、業種によるバラツキも見られますが、中小企業者を取り巻く経営環境の先行きについては、一進一退の状況を続けながら緩やかに回復に向かう見込みであります。

金融情勢については、設備資金需要のほか、経済活動再開や原材料高に伴う運転資金需要を背景に中小企業者向け貸出残高は前年を上回っています。一方、これまでの各種補助金やコロナ関連融資で倒産は抑制されてきましたが、原材料高騰に加え、人手不足に伴う人件費負担の高まりなど企業収益を圧迫する要因は数多く、コロナ関連融資の返済が本格化する上に、この3年に亘ったコロナ禍で体力を失い、抜本的な改善が見出せない中小企業者の倒産は、今後増加していくと思われま

### 2. 業務運営方針

コロナ禍の長期化や物価高等の影響を受けた中小企業者の収益力改善に向けた取り組みはもとより、借換需要や新たな資金需要にも応えるため、金融機関をはじめとした関係機関とより一層連携強化を図り、国や地方公共団体の施策を活用し、資金繰り円滑化支援を行います。また、創業から事業再生に至るあらゆるライフステージに応じた金融支援・経営支援に取り組みます。

信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を果たすとともに、地域経済の持続的発展に貢献するため、SDGsの取り組みを推進します。

以上により、次の事項を積極的に取り組みます。

- 1) 依然として厳しい状況に置かれ、収益力改善が必要な中小企業者について、金融機関と連携して業況を積極的に把握し、借換需要や新たな資金需要にも対応した伴走支援型特別保証制度を主体に寄り添った資金繰り支援に取り組みます。
- 2) 関係機関との「顔の見える関係性の構築」を更に進め、コロナ禍の長期化で債務が増大した中小企業者に対し、経営改善・事業転換・事業再生支援等、継続的な伴走支援に連携して取り組みます。
- 3) 活力ある地域経済の維持・発展に貢献できるよう創業・事業承継支援に積極的に取り組みま

す。また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けて「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着を図ります。

- 4) 経営基盤の強化・充実を図るため、デジタル化・ペーパーレス化による業務効率化や働きやすい職場環境作りに取り組みます。
- 5) 信用保証協会の公共性と社会的責任を果たすため、コンプライアンス態勢を一層強化します。また、地域経済の持続的発展に貢献するため、保証制度等を通じた中小企業支援および社会貢献活動などを通じて当協会のSDGs宣言達成に取り組みます。

### 3. 具体的な課題と解決のための方策

#### 1) 中小企業者に寄り添った資金繰り支援

- ① 中小企業者の収益力改善と借換需要や新たな資金需要に対応するため、伴走支援型特別保証制度を積極的に活用します。
- ② 金融機関ならびに地方公共団体と連携して令和5年4月に改正する各種保証制度等を活用し、中小企業者の多様な資金ニーズに応えます。

#### 2) 金融機関や関係機関との連携体制の強化

- ① 金融機関と定期的な情報交換会を開催し、「顔の見える関係性の構築」を強固なものとするこ  
とで、中小企業者の実情に応じた継続的な金融支援に取り組みます。
- ② 金融機関や関係機関に対する業務説明会を継続的に開催し、保証制度等の周知や支援方針のすり合わせを行い、円滑な資金繰り支援と伴走支援に繋がります。

#### 3) 「経営者保証に関するガイドライン」の適切な取り組み

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、より一層の浸透・定着に取り組み、金融機関と連携し、適切な対応を行います。

#### 4) 信用保証を通じたSDGsの推進と利便性の向上に向けた取り組み

- ① 「SDGs保証」や「SDGs型特定社債保証」を通じた積極的な支援により、中小企業者のSDGsの普及を推進します。
- ② 顧客の立場に立った業務改善・効率化に取り組みます。また、信用保証業務の電子化やペーパーレス化に向けた準備を進めます。

#### 5) 経営支援・再生支援の強化

- ① 従前からの重点管理先「支援企業」に加え、新たに「コロナ関連支援先」を選定し、金融機関と連携しながら、拡充した「経営相談会」や「専門家派遣事業」を有効活用し、プッシュ型経営支援に取り組みます。
- ② 和歌山県中小企業活性化協議会と連携を深め、経営支援・再生支援等に柔軟に取り組みます。
- ③ 返済緩和を行っている中小企業者に対し、伴走支援型特別保証制度や経営改善サポート保証制度を提案し、弁済正常化に取り組みます。
- ④ 代位弁済後も誠実に弁済を行い、再生意欲のある中小企業者に対し、関係部署と連携し、求償

## 中期事業計画・年度経営計画

権消滅保証による事業再生支援に取り組みます。

### 6) 事業承継支援の取り組み

- ①和歌山県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継の潜在的なニーズを掘り起こします。
- ②金融機関に対し「事業承継に係る保証制度」を周知し、積極的な利用促進に取り組みます。
- ③事業承継の課題を抱える中小企業者に対し、金融機関と連携して「専門家派遣事業」による課題解決に取り組みます。
- ④「事業承継セミナー」を開催し、円滑な事業承継を後押しするとともに、協会の事業承継支援策を周知します。

### 7) 創業支援の取り組み

- ①金融機関に対し「スタートアップ創出促進保証制度」を周知し、適切な利用促進に取り組みます。
- ②金融機関、日本政策金融公庫、よろず支援拠点と連携し、創業保証制度や創業支援策の利用促進に取り組みます。
- ③専門家による経営相談等の創業者フォローアップ支援を実施します。また、創業保証制度を利用した創業者を地元広報誌等で紹介します。
- ④「創業セミナー」を開催し、創業に関する情報・ノウハウを提供します。また、関係機関が実施する創業イベントにも参画し、地域全体で創業機運を高め、地方創生に貢献します。

### 8) コンプライアンス態勢強化に向けた役職員の意識向上

「コンプライアンス・プログラム」に基づく活動を着実に実施し、役職員のコンプライアンス意識向上を図り、健全かつ適正な業務運営に努めます。

### 9) 反社会的勢力等の不正利用防止および排除体制

反社等情報管理システムの活用により、既往取引先に対する定期的なスクリーニングを実施します。また、保証審査時などにおいて反社会的勢力等からの不正利用防止および排除に取り組みます。

### 10) 各部門の効率的かつ適正な業務運営、個人情報保護および特定個人情報の適正な取扱いと保護

計画的に内部監査を実施し、リスク管理および業務改善などについて適切に助言を行い、効率的かつ適正な業務運営の促進を図ります。また、個人情報および特定個人情報についても計画的に点検・監査を行い、適正な取扱いと保護に取り組みます。

### 11) 危機管理体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、事業継続計画（BCP）の整備・充実を図り、定期的に訓練や連携会議を実施することで危機対応の実効性を高めます。

## 12) 人材確保と人材育成

官公庁等が主催する採用イベントや大学の合同企業説明会に参加し、積極的に企業情報を発信することで知名度の向上を図り、将来を担う人材を確保します。また、職員の能力開発と資質向上を図るため、計画的な研修の実施や外部機関への出向等により、多様な能力を有する人材育成に取り組めます。

## 13) 働きやすい職場環境の整備

職員の率直な意見や提案が出せる「みんなの広場」の積極的な利用を促し、風通しの良い職場環境を目指すとともに、一般事業主行動計画を着実に実行します。

## 14) デジタル化・ペーパーレス化による業務効率化の取り組み

ワークフローシステムによる電子稟議の導入などシステムの有効活用により業務効率化を図ります。

## 15) システムの安定稼働と保証業務の電子化に向けた取り組み

保証協会コンピュータサービス（株）と連携し、オービットシステムの安定稼働に努めるとともに、信用保証業務の電子化の実現に向け、地元金融機関と協議を行います。

## 16) 関係機関との連携強化による情報発信力の向上

保証制度・経営支援メニューなど中小企業者に役立つ情報を関係機関と連携して発信します。

## 17) 当協会の SDGs 宣言達成に向けた取り組み

当協会の SDGs 宣言達成に向け、関連保証制度の推進、環境問題、健康経営など宣言内容の取り組みを組織一体となって引き続き実践します。

## 4. 保証承諾等の見通し

令和5年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	620億円	88.6%
保証債務残高	3,010億円	97.7%
代位弁済	35億円	116.7%
回収	7億円	100.0%

# SDGsへの取り組み

当協会は、令和3年12月27日に「SDGs宣言」をしました。中小企業・小規模事業者の皆さまとともに、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

## 和歌山県信用保証協会 SDGs宣言

私たちは、SDGsの趣旨に賛同し『中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。』という理念のもと、社会の持続的発展（SDGs）に貢献いたします。

令和3年12月27日



私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

### 1. 中小企業者支援・地方創生に対する取組



#### 地域経済の健全な発展に貢献

「信用保証」を通じて金融の円滑化に努め、中小企業者の支援育成、並びに地域経済の活力ある発展に貢献できるよう取り組んでいきます。

##### ①信用保証

各種保証制度を通じ、中小企業者に適切な資金繰り支援を迅速に行います。

##### ②創業支援・経営支援

資金繰り支援にとどまらず、中小企業者のライフステージに応じた創業支援・経営支援を行います。

##### ③関係機関との連携

金融機関、公的機関をはじめとする関係機関と連携し、中小企業者の支援育成、並びに地方創生に貢献します。

### 2. 地域の環境保全・社会貢献活動



#### 豊かな自然を守る

地域に根差す企業として、和歌山県の豊かな自然を守るため、社会貢献活動に取り組んでいきます。

##### ①地域の環境保全

省エネルギー・3R活動に取り組み、地域の環境を保全し、持続可能な社会の実現に努めます。

##### ②社会貢献活動

社会貢献活動を通じ、地域社会の一員として、サステナビリティな発展を目指します。

### 3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取組



#### 生産性向上に向けて

ワークライフバランスを実現し、多様な人材が活躍できる明るい職場づくりに取り組み、企業の生産性向上を図ります。

##### ①人材育成

職員の知識向上・スキルアップを奨励し、中小企業の支援育成につなげます。

##### ②職場環境の充実

福利厚生を充実することにより、職員のモチベーションを高め、サービスの質の向上を目指します。



# SDGsへの取り組み

## 主な取り組み

### 1. 中小企業者支援・地方創生に対する取組

#### ○SDGs保証・「SDGs型」特定社債保証の創設

令和4年4月1日付でSDGsに取り組む方を対象とした保証制度を創設し、すでにSDGs保証については353件・3,543百万円、「SDGs型」特定社債保証については25件・1,560百万円のご利用を頂きました(令和5年3月末時点)。当協会では、本保証制度を通じてSDGsの普及を推進し、事業者の方々と共に持続可能な社会の実現を目指してまいります。



### 2. 地域の環境保全・社会貢献活動

#### ○ノベルティグッズの作成

ノベルティグッズとして「トートバッグ」「マウスパッド」「トレーシングペーパーファイル」「多機能ボールペン」を作成しました。SDGsに貢献するため、いずれも環境に配慮した素材を使用しております。

今後、SDGsに関する興味・関心のきっかけとなるよう、お客さまおよび金融機関への訪問時や各種セミナー等で配布いたしますので、ぜひご利用ください。



リサイクル材を使用した多機能ボールペン



オーガニックコットンのトートバッグ



リサイクルレザーのマウスパッド



「FSC®認証紙」  
トレーシングペーパーファイル

#### ○ソーシャルボンドへの投資

開発途上国の社会課題解決を支援するため、独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」)発行の「JICA債」を購入しました。

当協会は、JICA債への投資が、開発途上地域の経済・社会の開発、日本及び国際経済社会の健全な発展のために活用されることにより、地域経済の発展に繋がっていくことを期待しています。



## SDGsへの取り組み

### ○和歌山城の清掃活動

令和5年3月4日（土）に、県内の豊かな自然を守る取組みの一環として、和歌山城の清掃活動を実施し、役職員48名が参加しました。本活動を通じて役職員一人ひとりの社会貢献や環境美化に対する意識向上に繋がったと感じております。

今後も「信用保証」を通じて、地域経済の発展に貢献していく機関として、社会貢献活動を継続していきます。



参加者一同での集合写真

### 3. 労働環境の整備・ダイバーシティへの取組

#### ○一般事業主行動計画の策定

職員が仕事と子育ての両立を図り、能力を十分に発揮しながら働くことができる雇用環境の整備を目的に、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画（令和5年4月1日～令和8年3月31日）を策定しています。

今後も「ワークライフバランスの充実」に向けた取組を行い、働きやすい職場環境づくりに努めていきます。



## 「わかやま中小企業支援ネットワーク」

平成24年9月24日に創設した「わかやま中小企業支援ネットワーク」についての活動状況は以下のとおりです。

### 【ネットワーク参加会員18機関】（令和5年4月1日現在）

近畿経済産業局、近畿財務局和歌山財務事務所、和歌山県、紀陽銀行、きのくに信用金庫、新宮信用金庫、南都銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、和歌山県中小企業活性化協議会、和歌山県商工会議所連合会、和歌山県商工会連合会、地域経済活性化支援機構、和歌山県中小企業診断協会、近畿税理士会（和歌山県支部連合会）、和歌山弁護士会、わかやま産業振興財団、和歌山県信用保証協会

### 【活動状況】

#### ●第20回ネットワーク会議開催

令和4年7月28日（木）  
オンライン開催

#### ●第21回ネットワーク会議開催

令和5年2月1日（水）  
和歌山県自治会館

#### ●経営サポート会議

令和4年4月1日～令和5年3月31日まで  
30企業について開催



### 【ネットワーク機能】

#### 1. ネットワーク会議

定期的に、関係機関における経営支援・再生支援、起業・創業支援および事業承継支援等の取り組みについて事例報告や情報交換を行い、地域全体のスキル向上を図ります。

#### 2. 経営サポート会議（個別支援会議）

中小企業者と金融機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し具体的な支援方針などを協議し、中小企業者の早期経営改善や再生をサポートします。

「わかやま中小企業支援ネットワーク」は、今後も定期的な会議開催等により、会員相互が協調して県内中小企業者に対する経営支援・再生支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。

## 「創業・事業承継サポートデスク」のご案内

当協会では「創業・事業承継サポートデスク」を設置しております。  
創業、事業承継の準備段階から実行、フォローアップまで一貫して支援します。  
また、関係機関、各専門家と連携し、セミナー等によって専門的なノウハウを提供します。  
(お問合せ先はP51をご覧ください。)

## 「創業セミナー」の開催

令和4年11月26日(土)に創業を検討中の方、創業して間もない方を対象とした「創業セミナー」を開催しました。令和3年度に引き続きハイブリッド方式(会場受講+オンライン受講)により実施し、県内各地より計61名の方にご参加いただきました。

各専門家による「創業に必要な知識」や先輩創業者による「創業体験談」についての講演に加え、セミナー終了後には税理士による個別相談会も実施しました。受講者からは「それぞれ違う立場や目線からの講義だったので、いろいろな見方ができて勉強になった」「わかりやすく熱意のこもった講義が聞けて、自分がやるべきことが新しく見えてきた」等のご感想をいただきました。

### 概要

開催方法：会場・オンライン(LIVE配信)のハイブリッド

日時：令和4年11月26日(土) 午後1時00分～午後4時10分

場所：和歌山県信用保証協会 4階 第一会議室

主催：和歌山県信用保証協会

内容：【第1部】『起業を目指す皆様へ!』

和歌山県よろず支援拠点 吾妻 加奈子 氏

【第2部】『人を雇うときの最低限のルールといくつかの助成金のお話し』

特定社会保険労務士 小栗 知子 氏

【第3部】『知っておくべき税務・資金繰りの仕組み』

税理士法人ウィズ 税理士 島 紀郎 氏

【第4部】『経営初心者 “2年目のリアル”』

ベーカリーチェックタック 輿石 紘一 氏

【第5部】『信用保証協会の概要と制度紹介』

和歌山県信用保証協会

企業支援部 経営支援課



## 「事業承継セミナー」の開催

令和4年10月29日（土）に当協会主催の事業承継セミナーを開催しました。令和4年度は3年ぶりの会場開催となり、19名の経営者・後継者の方にご参加いただきました。

第1部では和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上 禎 氏より、小規模事業者の事業承継について具体的な事例を交えながらご説明いただきました。第2部では株式会社サイバー・アシスト 代表取締役社長、ハイフィット 代表取締役会長、吉村酒造 代表取締役会長（6代目蔵元）吉村 正裕 氏より、同族企業の事業承継をテーマに、日本の中小企業の現状や同族企業の強みと弱み、事業承継で失敗しない為のポイント等について解説いただきました。

終了後のアンケートでは「大変参考になった」「参考になった」と9割以上の方からご好評をいただきました。

### 概要

開催方法：会場開催

日時：令和4年10月29日（土） 午後1時30分～午後4時30分

場所：和歌山県信用保証協会 4階 第一会議室

主催：和歌山県信用保証協会

内容：【第1部】『どうする？ 小規模事業者の事業承継』

和歌山県事業承継・引継ぎ支援センター 井上 禎 氏

【第2部】『株式だけじゃない！同族企業の事業承継で失敗しないために』

必ず押さえるべきポイント』

株式会社サイバー・アシスト 代表取締役社長

株式会社ハイフィット 代表取締役会長

吉村酒造株式会社 代表取締役会長

吉村 正裕 氏

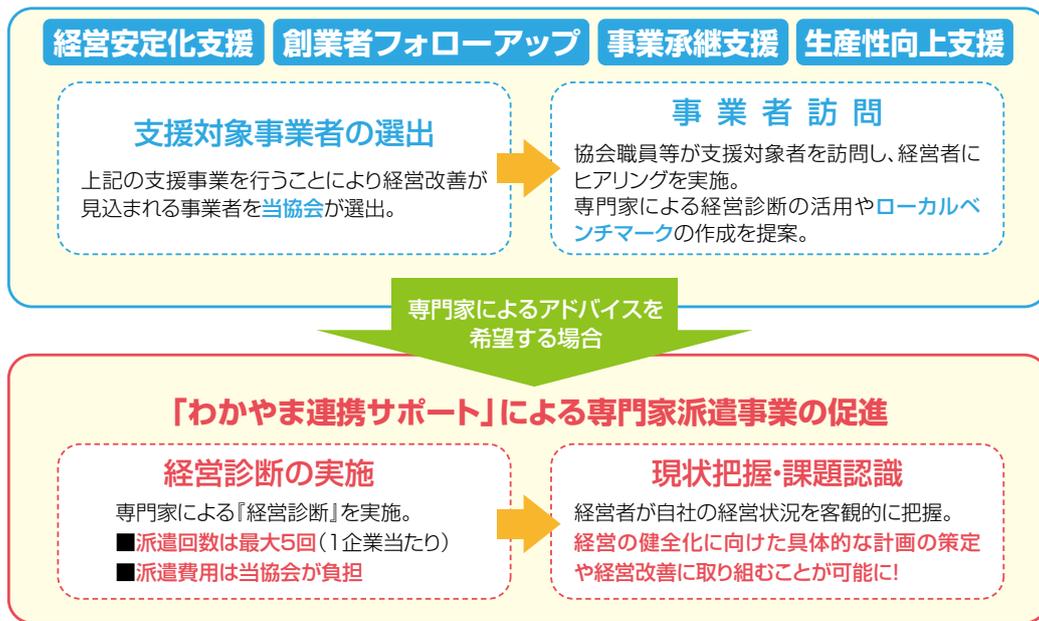
今後もセミナーを開催し、各関係機関と連携しながら、創業支援ならびに事業承継支援に取り組み、地域経済の活性化に努めてまいります。



## 経営支援・再生支援・創業支援・事業承継支援の主な取り組み

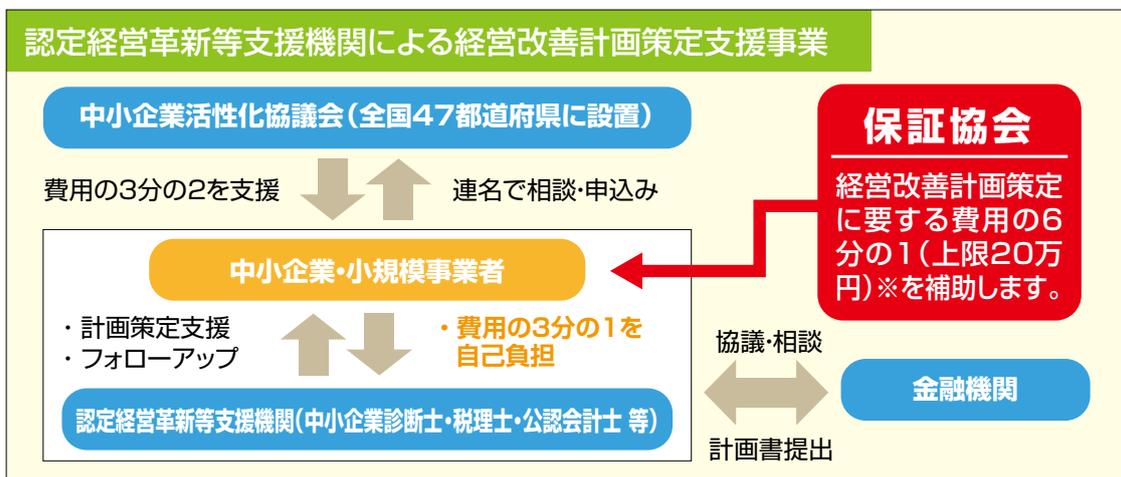
### 専門家派遣事業「わかやま連携サポート」について

当協会では、「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、経営改善を促進することを目的に、無料で専門家（中小企業診断士・税理士・公認会計士）派遣を実施しております。



### 中小企業者等の「経営改善計画（早期経営改善計画）策定費用」に対する当協会の補助事業について

政府が実施する「認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業」（事業者に対する計画策定費用等の一部補助）に呼応して、当協会を利用している事業者を対象に、下記のとおり事業者の自己負担部分に対する費用補助を行っております。



※「早期経営改善計画策定支援事業」に係る補助は上限5万円。

## 和歌山大学における講義の実施

令和4年6月21日、和歌山大学にて講義を実施しました。

教育機関での講義を通じて、学生の起業マインドの醸成を図り、未来の起業家の育成に繋げていくため、今後も同様の取り組みを継続してまいります。

### 概要

実施日：令和4年6月21日（火）

場 所：国立大学法人和歌山大学

対象者：教養科目「地域創業論」受講者18名

内 容：「信用保証協会と創業」をテーマに、当協会職員が協会の役割やビジネスプラン作成時のポイントについて事例を交えながら説明しました。

## フリーマガジンにおける創業者紹介

当協会の創業支援の一環として、創業保証制度を利用し夢を実現した創業者を紹介する「わかやま創業レポート」をフリーマガジン LiSMおよびKiiLiFE+等に掲載しております。

誌面では事業紹介に加え、創業者の「思い」や未来の起業家へのメッセージなどを掲載しており、これから起業を考える方の参考にもなる内容となっております。

今後も随時企業を紹介いたしますので、ぜひご覧ください。（当協会ホームページからもご覧いただけます。）



## 広報、企業支援、社会貢献活動について

「信頼される協会、顔の見える協会」を目指して、当協会では次のような活動を行っております。

### ・ Monthly Reportの発行

毎月1回発行し、新たな保証制度の紹介等のトピックス記事や保証実績等を掲載しております。

※令和5年7月より、Monthly Reportは冊子版での発行をとりやめ、電子版のみの発行とさせていただきます。



### ・ 「信用保証ハンドブック」、「創業への道」、リーフレット、ポスターの作成

信用保証の基本事項等を紹介した「信用保証制度のご案内」や、ご利用頂くにあたっての手引書である「信用保証ハンドブック」、「信用保証の実務解説」、「創業への道」、その他中小企業者向けの広報物などを作成しております。



### ・ ホームページの充実



当協会ではタイムリーに幅広い情報発信を行うため、ホームページの充実に努めております。

ホームページでは、動画と活字を組み合わせた内容で、お客様にわかりやすく保証業務や各種保証制度の内容を掲載しておりますので、是非ご覧下さい。

### ・ LINEによる情報発信

当協会では和歌山県信用保証協会 LINE 公式アカウントを開設しております。

保証制度のご案内、創業・経営支援に関するご案内など、中小企業・小規模事業者の皆さまの「お役に立つ情報」を随時配信しております。ぜひ、友だち登録をお願いいたします。

LINE公式アカウント



友だち追加はこちらから !!

## 広報、企業支援、社会貢献活動について

### ・テレビ、ラジオでのCM

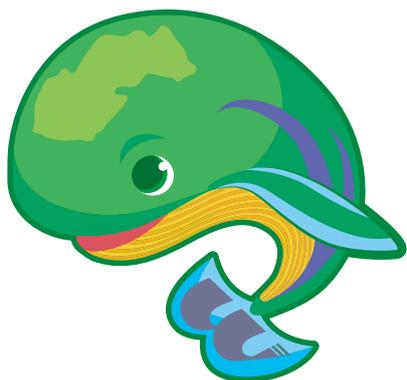
当協会ではテレビCMのリニューアルを行い、夏の高校野球和歌山大会ならびに正月特別番組等において、地元メディアを活用して「創業セミナー」「事業承継のご案内」「伴走支援型特別保証のご案内」等のCMを放映しました。

また、ホームページにおいても、テレビCM動画を掲載しております。



### ・当協会のマスコットキャラクター「わっかん」

「わっかん」は令和2年に誕生して以降、ホームページ、LINE、リーフレット等で活躍しております。皆さまよろしくお願ひいたします。



#### 和歌山県信用保証協会マスコットキャラクター『わっかん』

わっかんは信用保（ホ）証で和歌山を応援（エール）するクジラです。皆さまとの交流の“輪”が広がることを願ひ命名しました。体の色は、和歌山の豊かな自然と温暖な気候をイメージしています。大きな尾びれを使ったジャンプが得意で、中小企業のさらなる飛躍を応援します。

### ・広告バスの運行

令和3年6月23日より、当協会の業務・取り組みをPRする「和歌山バス広告車両」を運行しております。経営支援・資金調達・創業支援・事業承継など、経営に関するお悩みがあればぜひご相談ください。



## 広報、企業支援、社会貢献活動について

### ・休日・夜間相談窓口の設置

当協会では創業をお考えの方々や、経営改善に取り組んでおられる中小企業者の方々に  
対象に、「休日・夜間経営相談窓口」を設置しております。

当協会の中小企業診断士や経営アドバイザーなど保証審査のベテラン職員がご相談をお  
受けしております。お気軽にご相談下さい。

### ・特別相談窓口等の設置

当協会では中小企業・小規模事業者の皆さまに多大な影響があると判断される災害、倒  
産等の発生の際に特別相談窓口等を設置し、中小企業・小規模事業者の皆さまからのご相  
談をお受けしております。お気軽にご相談下さい。

なお、令和5年8月1日現在で設置している特別相談窓口等は次のとおりです。

#### 特別相談窓口

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口
- 令和5年梅雨前線による大雨及び  
台風第2号による災害に関する特別相談窓口

#### 相談窓口

- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 経営改善・資金繰り相談窓口（金融機関紹介を含む）
- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口

### ・「企業の森」事業への参加

和歌山県では森林の環境を保全していくため、企業や労働組合と森づくりを進める「企  
業の森」事業を行っております。当協会では平成21年より「企業の森」事業に参加して  
おります。

「信用保証の森」として、環境保全活動を始めて14年が経ちました。

和歌山の風土の豊かさと同時に自然環境の厳しさを実感し、参加者それぞれが思い描く  
「未来につなぐ森づくり」には、まだまだ年月がかかりそうですが、関係するの方々のご協  
力を得ながら、これからも積極的に取り組んでまいります。

## 信用保証制度の役割（目的と業務）

信用保証協会は、事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対し、その将来性と経営手腕を適正に評価し、「信用保証」を通じて金融の円滑化に努めるとともに、相談・診断・情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の健全な発展に寄与することを目的として設立された信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく認可法人です。

信用保証協会は、事業に積極的に取り組み、将来に向かって発展の可能性のある中小企業者と金融機関とを結びつける『かけ橋』の役目を果たし、金融の円滑化を通じて中小企業の振興、ならびに地域経済の活力ある発展に貢献する役割を担っています。

### ○和歌山県信用保証協会の経営理念

私たちは、中小企業の振興のために信頼され、親しまれ、期待される信用保証を創造し、存在感のある人間性豊かな力強いパートナーとして、地域社会とともに歩みます。

### ○目的（和歌山県信用保証協会定款第1条）

（目的）

第1条 本協会は、中小企業者等のために信用保証等の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

### ○業務（和歌山県信用保証協会定款第6条（抜粋））

（業務）

第6条 本協会は、第1条の目的を達するために次の業務を行う。

- ・中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けること等により金融機関に対して負担する債務の保証
- ・中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第66条第1号に規定する短期社債を除く。）のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ・前各号に掲げる業務に付随し、本協会の目的を達するために必要な業務

2 本協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、次の業務を行う。

- ・前項各号の債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援

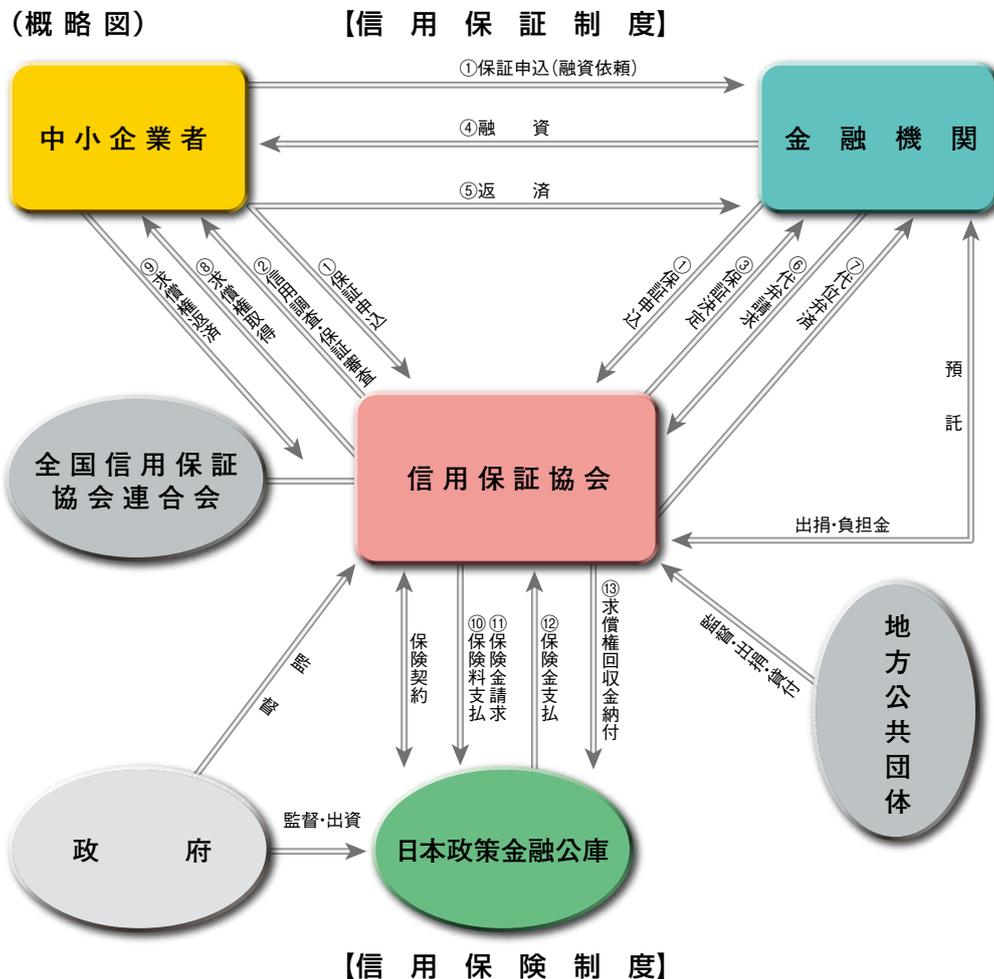
（協会と銀行その他の金融機関との連携）

第6条の2 本協会は、その業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

## 信用保証制度の役割（目的と業務）

### ○信用補完制度のしくみ

「信用補完制度」は、中小企業者、金融機関、保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下、「日本公庫」という。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。



### ■概略図の説明

#### (信用保証制度のしくみ)

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込みします。  
(保証協会は、必要に応じ、中小企業者に対して金融機関を紹介する取組みを行います。)
- ② 保証協会は、中小企業者の申込みを受けて、信用調査/保証審査を行います。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行します。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行います。→ 至完済
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって返済ができなくなった場合、金融機関は保証協会に対して代位弁済を請求します。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済します。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得します。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して返済します。

#### (信用保険制度のしくみ)

- ⑩ 保証協会は、日本公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払います。
- ⑪ [代位弁済（保険事故）が発生した場合] 日本公庫に対して保険金の請求を行います。
- ⑫ 日本公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合（70～90%）に応じて、保険金を支払います。
- ⑬ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

## 信用保証のご利用にあたって

### 1. ご利用いただける中小企業者

和歌山県内に住居または事業所（法人の場合は本店または事業所）のいずれかを有し、保証対象業種を営む中小企業者（個人・会社・組合等）の方で、常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製 造 業 等	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医 療 法 人 等	—	300人以下

下記の政令特例業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

業 種	資本の額または出資の総額	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業	3億円以下	900人以下
ソ フ ト ウ エ ア 業	3億円以下	300人以下
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

- (注) ・これから事業を始められる方（創業者）であってもお取扱いが可能な制度もございます。  
・農業・林業（一部を除く）・漁業・金融・保険業（一部を除く）、サービス業の一部においては保証できないものがあります。  
・許認可等を要する業種は、その許認可等を受けていることが必要です。

### 2. 保証の条件

- ①保証限度額…2億8,000万円  
(組合のうち、中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合の場合は、4億8,000万円)
- ②資金使途……事業経営上に必要な運転資金および設備資金です。
- ③保証期間……保証制度ごとに定められています。詳細はP25～P31「主な保証制度一覧」をご参照下さい。
- ④連帯保証人…必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。  
なお、実質的な経営権を有している方など、特別な事情がある場合は、連帯保証人になっていただくことがあります。
- ⑤担 保……必要に応じて提供をお願いしています。  
なお、担保を差し入れて頂いた保証については、原則保証料の割引（▲0.1%）適用があります。(ただし、セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)

## 信用保証のご利用にあたって

### 3. 信用保証料

信用保証料の性質は、いわゆる金利的・手数料的な性格とは異なり、「信用保証協会が中小企業者等の委託に基づいて保証を行う対価であって、国の信用保険料、協会の業務費及び損失負担（代位弁済等）に充てられるもの。」として位置付けられております。

#### I. 保証料率区分表

(年率、%)

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

- ・平均的な料率は年1.15%（責任共有外制度については年1.35%）です。
  - ・セーフティネット保証、流動資産担保融資保証、創業関連保証など一部の保証では、所定（一律）の保証料率が適用されます。
  - ・県制度は県が保証料補助を行っており、中小企業者が負担する保証料は軽減されています。
- ※ 保証制度別の保証料率の詳細は、P25～P31「主な保証制度一覧」をご参照下さい。

#### II. 料率の算出方法

お客様の保証料率は、皆さまの財務諸表（貸借対照表・損益計算書）の情報を[中小企業信用リスクデータベース（注1）](#)により評価し、さらに[非財務要因（注2）](#)を加味して決まります。

（注1）中小企業信用リスクデータベース（Credit Risk Database 略称：CRD）とは、平成13年3月、中小企業庁の発案により、中小企業金融の円滑化を目的として創設され、約170の金融機関等が会員となっている中小企業に関する日本最大のデータベースです。このデータに基づき、皆さまの企業の信用リスクが計算されます。なお、評価に関する一連の仕組み、個別企業の結果は、データベースの機密情報に該当するため開示されておりません。

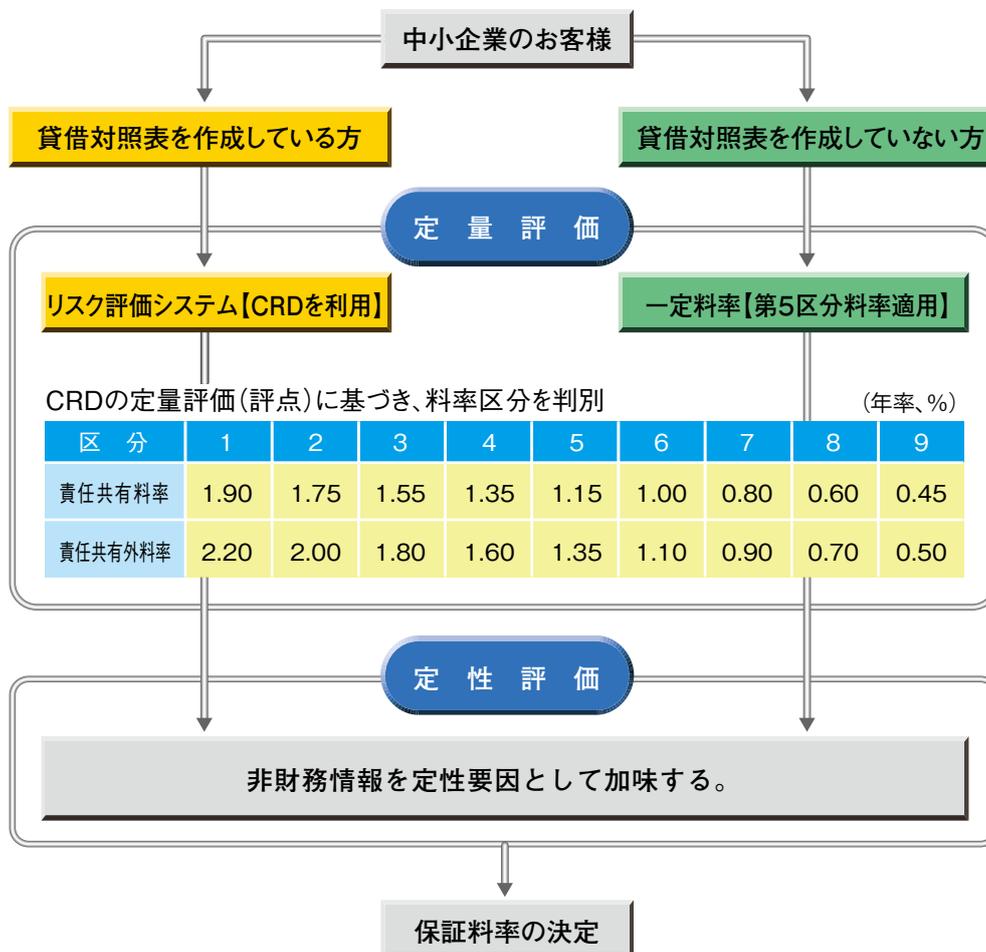
（注2）非財務要因とは、全国51の信用保証協会共通の割引要因で次のものです。

- ①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。（セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。）
- ②会計参与を設置していることを登記している場合は、一括支払契約保証、伴走支援型特別保証および経営改善サポート保証【感染症対応型】を除くすべての保証制度で保証料率を0.1%割引します。

※事業承継特別保証および経営承継借換関連保証をご利用いただく方で、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受け、特別保証料率が適用される場合、有担保保証に対する割引及び会計参与設置会社に対する割引は適用されません。

# 信用保証のご利用にあたって

## III. 料率決定までのプロセス



## IV. 保証料の計算方法

信用保証料の計算式は次のとおりとなっています。

### ① 一括返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

### ② 均等分割返済の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{回数別係数}^{\ast}$$

### ③ 根保証制度の場合

$$\text{保証料} = \text{貸付極度額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

※回数別係数表

返済回数	6回以下	7～12回	13～24回	25回以上
係数	0.70	0.65	0.60	0.55

## 信用保証のご利用にあたって

### V. 保証料の分納

信用保証料は一括徴収が原則ですが、保証期間が2年を越え、かつ保証金額が1千5百万円を超えるもので「保証料分納申請書兼預金口座振替申込書」による申出があるものについては、下表のとおり分納いただけます。

保証料分納割合一覧表

取扱年度		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
保証期間																
2年超	4年以内	75	25													
4年超	6年以内	60	30	10												
6年超	8年以内	45	35	15	5											
8年超	10年以内	35	30	20	10	5										
10年超	12年以内	30	20	20	15	10	5									
12年超	14年以内	25	20	20	15	10	5	5								
14年超	16年以内	20	20	15	15	10	10	5	5							
16年超	18年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	5						
18年超	20年以内	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2					
20年超	22年以内	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2				
22年超	24年以内	15	15	15	10	10	10	5	5	5	5	3	2			
24年超	26年以内	15	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	3	2		
26年超	28年以内	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	
28年超		15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	2

### VI. 保証料の返戻

信用保証料は原則として違算過収以外は返戻いたしません。ただし、次の場合において一定金額を超えるものについては返戻させていただきます。

- ① 保証期限前に完済した場合、当初の信用保証料計算起算日から1年ごとに区分し、未経過部分の信用保証料のうち原則として完済日の属する1年以内についてはその90%、完済日の属する1年を越える期間についてはその全額が返戻の対象となります。
- ② 保証条件変更に伴う信用保証料計算により、既収信用保証料が過収となる場合、その計算差額が返戻の対象となります。

## 信用保証のご利用にあたって

### 4. 責任共有制度

協会の保証付き貸付について、協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、貸付実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として、平成19年10月1日に責任共有制度が導入されました。

責任共有制度には、「部分保証方式」と「負担金方式」の2つの方式があり、金融機関毎に選択されています。(注) 金融機関の負担割合はいずれの方式であっても20%となります。

なお、お取引金融機関の選択した方式によって、中小企業者の皆さまに有利・不利の違いが生じることが無いよう、いずれの方式であっても、ご負担いただく保証料は同じとなっております。

#### 責任共有制度の対象となる保証制度

原則として、すべての保証制度が責任共有制度の対象となります。なお、責任共有制度の対象除外制度は下表のとおりです。

##### 【対象除外制度】

1. 小口零細企業保証に係る保証
2. 特別小口保険に係る保証 (NPO法人が利用する場合は責任共有対象)
3. セーフティネット保証1号～4号・6号に係る保証
4. 災害関係保証
5. 創業関連保証 (再挑戦支援保証を含む)
6. 事業再生保険に係る保証
7. 求償権を消滅させることを目的とした保証
8. 破綻金融機関等関連特別保険に係る保証、破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
9. 東日本大震災復興緊急保証に係る保証
10. 経営改善サポート保証【感染症対応型】(対象除外保証を同額内で借換えた場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換えた場合に限る)
11. 危機関連保証
12. 伴走支援型特別保証 (対象除外保証を同額内で借換えた場合に限る)

※セーフティネット保証4号分は3.を適用

上記、対象除外制度をご利用した場合、原則として既存の責任共有対象制度を借換えることは出来ませんので、ご注意ください。

特定社債保証、流動資産担保融資保証などについては、金融機関の方式選択に関わらず部分保証方式となり、保証割合は80%となっております。

# 保証制度のご案内

## 主な保証制度一覧【協会制度】

(令和5年4月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
一般保証		(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定
		(無担保) 8,000万円			
根 保 証	手形等割引根保証	(有担保) 2億円	1年以内 (ただし、保証期間中に割 引かれた手形及び電子記録 債権の最も遅れて到来する 支払期日までとします。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
		(無担保) 8,000万円			
	当座貸越（貸付専用型） 根保証	100万円以上 2億8,000万円以内 (ただし、原則5,000万円以 内は無担保扱いとします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	事業者カードローン 当座貸越根保証	100万円以上 2,000万円以内 (原則として、無担保扱い とします。)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
	小規模企業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンJ(ジュニア)]	50万円以上 500万円以内 (白色申告の個人事業者は 200万円以内) (平均月商(直近決算)の 3か月以内、本件を含めて 保証債務残高3,000万円 以内)	1年間もしくは2年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定
創業者カードローン 当座貸越根保証 [カードローンS]	50万円以上 100万円以内	1年間 (ただし、更新は可能です。)	0.39 ∩ 1.62	金融 機関 所定	
長期保証		(有担保) 1,000万円以上 2億円以内	運転資金 7年超 10年以内 (設備資金の借換で協会が 認めた場合は20年以内) (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定
			設備資金 10年超 20年以内 (不動産取得資金等で協会が 特に認めた場合は25年以内) (据置期間 1年以内)		
長期経営資金保証		3,000万円以上 2億円以内 [100万円単位]	5年以上 20年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ∩ 1.90	金融 機関 所定

## 保証制度のご案内

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小口零細企業保証	協会保証付の借入資金残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ～ 2.20	金融機関所定
中小企業特定社債保証	4億5,000万円  (ただし、経営安定関連保証及び危機関連保証を除く普通保証、無担保保証と合計で5億円を限度とします。また、社債に係る保証割合は80%とします。(発行価額は5億6,000万円が限度) 尚、保証付社債の一回の最低発行額は、3,000万円とします。)	2年以上 7年以内  一括償還及び定時償還 (ただし、振替債に限ります。)	社債総額に対し 0.45 ～ 1.90  社債総額に対し 0.25 ～ 1.70	発行体所定 (6か月毎後払い)
「SDGs型」特定社債保証				
流動資産担保融資保証	2億円 (保証割合80%)	根保証 1年 (ただし、更新は可能です。)  個別保証 1年以内	借入(極度)額に対し 0.68 (保証額に対し0.85)	金融機関所定
事業承継特別保証	(有担保) 個人・法人 2億円 組合等 4億円  (無担保) 8,000万円	一括返済 1年以内  分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90  ただし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 1.15	金融機関所定

中期事業計画・  
年度経営計画

SDGsへの取り組み

経営支援・再生支援・  
創業支援・事業承継  
支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会  
貢献活動について

信用保証制度の役割  
(目的と業務)

信用保証のご利用  
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和4年度事業報告

個人情報保護へ  
の取り組み

コンプライアンス  
態勢

当協会の概要

# 保証制度のご案内

## 主な保証制度一覧【県制度】

(令和5年4月1日現在)

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
振興対策資金	一般	【運転資金】 8,000万円	7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.45 ~ 1.30	金融機関所定 (上限年2.90%、 固定金利)
		【設備資金】 1億円	10年以内 (建物取得は15年以内) (据置期間 1年以内)		
短期決済資金	一般	3,000万円	1年以内	0.45 ~ 1.30	年1.70%以内 自然災害【罹災証明取得】の場合 年1.20%以内
経営支援資金	一般	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ~ 1.30 セーフティ 適用の場合 第1~4, 6号 0.60 第5・7・8号 0.50	年1.40%以内 セーフティ第1~4、 6号適用の場合 年1.20%以内
	セーフティ	8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1~4, 6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1~4, 6号 年1.20%以内 第5・7・8号 年1.40%以内
	伴走支援	1億円	一括償還 1年以内 分割償還 10年以内 (据置期間 5年以内)	※詳細はお 問い合わせ ください	年1.20%以内
小企業応援資金	一般	【運転資金】 3,000万円	7年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ~ 1.30	年1.40%以内
		【設備資金】 3,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)		
	特小	中小企業 信用保険法第3条の3 第1項に規定する額 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70 融資対象 がNPO法 人の場合 0.55	年1.20%以内 融資対象がNPO 法人の場合 年1.40%以内

## 保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
小企業応援資金	小口	協会保証付の借入資金 残高と併せて 2,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内)	0.50 ～ 1.50	年1.20%以内
			設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)		
新規開業資金	創業	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.70  ただし、スタートアップ創出 促進保証の適用を受ける 場合	年1.20%以内  女性・若者・シニア・ U1ターナー者の 場合
	創業サポート		※スタートアップ創出 促進保証の適用を受け、原則同時にプロパー 融資を実行する又は保証 申込時においてプロパー 融資の残高がある 場合は据置期間3年以 内	0.90  0.50	年1.00%以内  ただし、スタートアップ創出 促進保証の適用を受ける 場合
資金繰り安定資金	借換	8,000万円	15年以内 (据置期間 2年以内)	0.45 ～ 1.30	年1.80%以内 (返済資金に県 融資制度以外の 残高を含む場合 2.10%以内)
	セーフティ	8,000万円	※セーフティ第1～8号 適用の場合 10年以内 (据置期間 1年以内)	セーフティ 適用の場合 第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	セーフティ第1～4、 6号適用の場合 年1.60%以内 (返済資金に県 融資制度以外の 残高を含む場合 1.90%以内)
			10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.60 第5・7・8号 0.50	第1～4、6号 年1.60%以内 (返済資金に県 融資制度以外の 残高を含む場合 1.90%以内)  第5・7・8号 年1.80%以内 (返済資金に県 融資制度以外の 残高を含む場合 2.10%以内)

中期事業計画・  
年度経営計画

SDGsへの取り組み

経営支援・再生支援・  
創業支援・事業承継・  
支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会  
貢献活動について

信用保証制度の役割  
(目的と業務)

信用保証のご利用  
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和4年度事業報告

個人情報保護へ  
の取り組み

コンプライアンス  
態勢

当協会の概要

## 保証制度のご案内

制度名称		保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
資金繰り安定資金	経営改善・事業再生	1億6,000万円	一括償還 1年以内	責任共有制度の場合 0.80 (経保免除適用時) 1.00	返済資金 (責任共有制度の場合) 借換枠と同じ  (責任共有制度対象外の場合) セーフティ枠第1～4号、6号と同じ  運転・設備資金 年1.20%以内
			分割償還 15年以内 (据置期間 5年以内)	責任共有対象除外の場合 1.00 (経保免除適用時) 1.20  国の保証料補助により 当初0.20	
安全・安心推進資金	エネルギー政策推進	運転資金 8,000万円 設備資金 1億円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内)  設備資金 15年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.30	年1.20%以内
事業承継支援資金	承継特別支援	2億8,000万円  ただし、返済資金を含む 場合、融資限度額は 8,000万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.30  ただし、 中小企業 活性化協議 会及び事業 承継・引継 ぎ支援セン ターによる 確認を受け た場合は	年1.20%以内
	経営承継借換	8,000万円		0.20 ∩ 0.80	

## 保証制度のご案内

### 主な保証制度一覧【市町制度】

(令和5年4月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
和歌山市 セーフティネット資金	8,000万円 ※返済資金の場合、事業 計画書の添付が必要。	運転資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4号、 6号 0.90 第5・7・8号 0.80	年1.10%以内
和歌山市 普通事業資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 返済資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.90%以内
和歌山市 小口応援資金	2,000万円 (ただし、既存の保証協 会の保証付融資残高も含 めて2,000万円以内)	運転資金 返済資金 7年以内 (据置期間 1年以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.50 ∩ 2.20	年1.00%以内
和歌山市 起業家支援資金	3,500万円	10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	年1.00%以内
和歌山市 海外展開支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.60%以内
和歌山市 災害復旧支援資金	8,000万円	運転資金 7年以内 (据置期間 6か月以内) 設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ∩ 1.90	年1.20%以内

中期事業計画  
・  
年度経営計画

SDGsへの取り組み

経営支援・再生支援・  
創業支援・事業承継・  
支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会  
貢献活動について

信用保証制度の役割  
(目的と業務)

信用保証のご利用  
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和4年度事業報告

個人情報保護へ  
の取り組み

コンプライアンス  
態勢

当協会の概要

## 保証制度のご案内

### 主な保証制度一覧【保険特例制度】

(令和5年4月1日現在)

制度名称	保証限度	保証期間	保証料率	貸付利率
経営安定関連保証	(有担保) 個人・法人 2億円 (※6号は3億円) 組合 4億円  (無担保) 8,000万円 (ただし、東日本大震災に係る災害関係保証と合算)	10年以内 (据置期間 1年以内)	第1～4、6号 0.90 第5・7・8号 (特定非営利活動法人に係る09保険の利用も含む) 0.80 (09保険) 0.90	金融機関所定
創業関連保証	3,500万円 (再挑戦支援保証・SSS保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内)	1.00	金融機関所定
スタートアップ創出促進保証 (SSS保証)	3,500万円 (創業関連保証・再挑戦支援保証と合算)	運転・設備資金 10年以内 (据置期間 1年以内) ※原則同時にプロパー融資を実行する又は保証申込時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間3年以内	1.20	金融機関所定
経営改善サポート保証 【感染症対応型】	(有担保) 個人・法人 2億円 組合 4億円 (無担保) 8,000万円 (特別小口) 2,000万円	一括償還 1年以内 分割償還 15年以内  ※責任共有対象外制度を同額以内で借り換える場合または危機関連指定期間に保証申込受付し、かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号を同額以内で借換える場合に限り、責任共有対象除外になります。	責任共有制度の場合 0.80 1.00 (経保免除) 責任共有対象除外の場合 1.00 1.20 (経保免除) 国の保証料補助により当初0.20	金融機関所定
経営承継借換関連保証	(有担保) 2億円 (無担保) 8,000万円 (特別小口) 2,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内 (据置期間 1年以内)	0.45 ～ 1.90  ただし、中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターによる確認を受けた場合は 0.20 ～ 1.15	金融機関所定

・保証対象者や資金使途が限定されますので、詳細については本所又は田辺支所までお問合せください。

・保証料について、①担保をご提供いただいた場合は、0.1%の保証料率の割引を適用します。(セーフティネット保証など一部適用除外制度があります。)

②会計参与を設置している事業者については、0.1%の保証料率の割引を適用します。

# 信用保証の動向

## 1. 保証利用企業者数

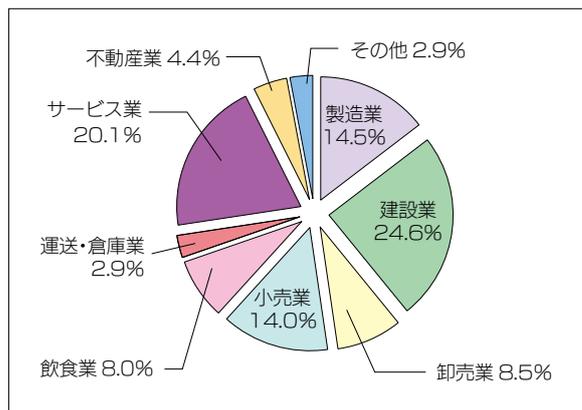
〔令和5年3月31日現在12,817者利用(県内中小企業者数34,367者)〕

### 保証利用度

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%	利用企業者数	利用率%
13,197	38.4	13,103	38.1	12,817	37.3

### 業種別

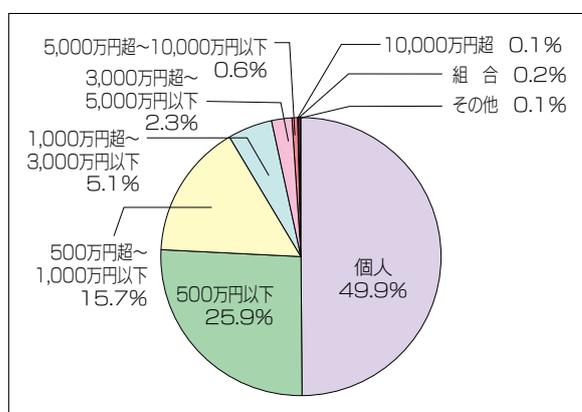
区分	令和4年度	
	保証利用企業者数	構成比%
製造業	1,931	14.5
建設業	3,267	24.6
卸売業	1,133	8.5
小売業	1,856	14.0
飲食業	1,059	8.0
運送・倉庫業	388	2.9
サービス業	2,663	20.1
不動産業	584	4.4
その他	391	2.9
合計	13,272	100.0



\*業種兼業等の関係上、上記保証利用企業者数と合計は一致しません。

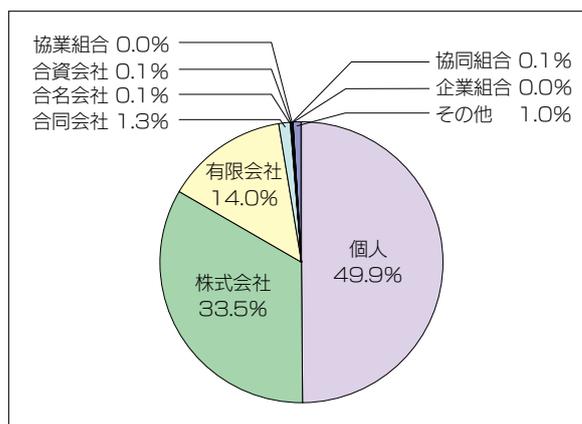
### 資本金別

区分	令和4年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個人	6,393	49.9
500万円以下	3,322	25.9
500万円超～1,000万円以下	2,010	15.7
1,000万円超～3,000万円以下	660	5.1
3,000万円超～5,000万円以下	299	2.3
5,000万円超～10,000万円以下	83	0.6
10,000万円超	11	0.1
組合	26	0.2
その他	13	0.1
合計	12,817	100.0



### 組織別

区分	令和4年度	
	保証利用企業者数	構成比%
個人	6,393	49.9
株式会社	4,296	33.5
有限会社	1,798	14.0
合同会社	167	1.3
合名会社	8	0.1
合資会社	8	0.1
協業組合	5	0.0
協同組合	17	0.1
企業組合	3	0.0
その他	122	1.0
合計	12,817	100.0



※構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

## 信用保証の動向

### 2. 資金使途別保証状況

#### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	227,917	94.2	43,994	74.6	45,636	76.0
設 備	4,921	2.0	5,878	10.0	6,175	10.3
運転、設備	9,198	3.8	9,112	15.4	8,204	13.7
合 計	242,037	100.0	58,984	100.0	60,015	100.0

#### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転	295,913	87.7	291,500	87.5	275,383	86.4
設 備	21,168	6.3	22,763	6.8	24,134	7.6
運転、設備	20,417	6.0	18,957	5.7	19,091	6.0
合 計	337,497	100.0	333,220	100.0	318,608	100.0

### 3. 担保有無別保証状況

#### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	11,491	4.7	9,820	16.6	9,619	16.0
無 担 保	230,545	95.3	49,163	83.4	50,396	84.0
合 計	242,037	100.0	58,984	100.0	60,015	100.0

#### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
有 担 保	38,340	11.4	38,487	11.5	38,296	12.0
無 担 保	299,157	88.6	294,733	88.5	280,311	88.0
合 計	337,497	100.0	333,220	100.0	318,608	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

## 信用保証の動向

### 4. 金融機関別保証状況

#### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	191	6,549	2.7	60	2,269	3.8	49	2,180	3.6
地方銀行	6,629	141,616	58.5	1,985	41,273	70.0	1,962	40,111	66.8
第二地銀	347	5,625	2.3	1	50	0.1	1	35	0.1
信用金庫	7,202	83,265	34.4	1,627	14,216	24.1	1,698	15,995	26.7
信用組合	260	4,351	1.8	46	382	0.6	105	1,113	1.9
政府系金融機関	16	387	0.2	22	654	1.1	12	270	0.5
農業協同組合 (和歌山県内)	39	243	0.1	8	140	0.2	26	311	0.5
合 計	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0	3,853	60,015	100.0

#### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	506	12,573	3.7	485	11,863	3.6	457	11,596	3.6
地方銀行	12,702	202,947	60.1	13,053	212,247	63.7	12,806	204,492	64.2
第二地銀	578	6,956	2.1	3	126	0.0	4	135	0.0
信用金庫	12,240	107,029	31.7	12,317	101,422	30.4	12,329	94,474	29.7
信用組合	302	4,343	1.3	336	4,529	1.4	406	5,098	1.6
政府系金融機関	303	3,312	1.0	237	2,590	0.8	173	2,222	0.7
農業協同組合 (和歌山県内)	72	338	0.1	77	444	0.1	93	591	0.2
合 計	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0	26,268	318,608	100.0

#### 代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	3	81	5.7	5	190	12.6	4	77	2.8
地方銀行	65	834	59.0	79	801	53.1	152	1,934	70.1
第二地銀	7	77	5.4	0	0	0.0	0	0	0.0
信用金庫	71	407	28.8	79	488	32.4	104	660	23.9
信用組合	1	8	0.5	0	0	0.0	0	0	0.0
政府系金融機関	1	6	0.5	2	29	1.9	13	88	3.2
農業協同組合 (和歌山県内)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0	273	2,759	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 信用保証の動向

## 5. 業種別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	490	9,575	4.0	101	2,398	4.1	131	3,105	5.2
繊維品工業	265	4,849	2.0	55	971	1.6	52	1,028	1.7
木材木製品工業	125	2,253	0.9	27	709	1.2	23	432	0.7
家具建具工業	178	2,789	1.2	35	435	0.7	34	286	0.5
紙工業	31	696	0.3	2	10	0.0	3	23	0.0
印刷製本業	120	1,913	0.8	19	294	0.5	35	617	1.0
化学工業	39	978	0.4	14	438	0.7	10	511	0.9
石油石炭工業	2	65	0.0	2	240	0.4	4	400	0.7
ゴム工業	115	2,454	1.0	24	539	0.9	13	241	0.4
皮革工業	16	304	0.1	8	93	0.2	3	52	0.1
窯業	63	1,865	0.8	12	328	0.6	8	225	0.4
機械工業	204	4,212	1.7	51	1,174	2.0	41	783	1.3
電気機器工業	45	701	0.3	8	96	0.2	10	216	0.4
車輛工業	23	437	0.2	2	30	0.1	3	30	0.0
船舶工業	16	247	0.1	3	37	0.1	3	52	0.1
金属工業	229	4,568	1.9	52	966	1.6	39	906	1.5
その他の工業	642	7,350	3.0	136	1,008	1.7	166	1,856	3.1
製造業計	2,603	45,256	18.7	551	9,766	16.6	578	10,762	17.9
農林漁業	22	262	0.1	6	23	0.0	13	143	0.2
鉱業	9	247	0.1	2	80	0.1	2	49	0.1
建設業	3,832	65,749	27.2	1,065	15,789	26.8	1,071	16,072	26.8
卸売業	1,515	33,579	13.9	370	8,370	14.2	348	7,747	12.9
小売業	1,943	28,643	11.8	461	6,499	11.0	542	7,410	12.3
飲食業	1,107	9,791	4.0	211	2,020	3.4	212	1,813	3.0
運送倉庫業	527	12,639	5.2	172	3,547	6.0	167	3,408	5.7
サービス業	2,621	39,015	16.1	665	8,708	14.8	687	8,603	14.3
不動産業	417	6,086	2.5	225	4,038	6.8	219	3,881	6.5
その他の産業	88	769	0.3	21	143	0.2	14	126	0.2
非製造業計	12,081	196,781	81.3	3,198	49,218	83.4	3,275	49,253	82.1
合計	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0	3,853	60,015	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっておりますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

中期事業計画  
年度経営計画  
SDGsへの取り組み  
経営支援・再生支援  
創業支援・事業承継  
支援の主な取り組み  
広報・企業支援、社会  
貢献活動について  
信用保証制度の役割  
(目的と業務)  
信用保証のご利用  
にあたって  
保証制度のご案内  
信用保証の動向  
令和4年度事業報告  
個人情報保護への  
取り組み  
コンプライアンス  
態勢  
当協会の概要

## 5. 業種別保証状況

保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	928	15,493	4.6	910	15,082	4.5	879	14,526	4.6
繊維品工業	531	7,378	2.2	500	7,131	2.1	454	5,990	1.9
木材木製品工業	236	3,474	1.0	230	3,683	1.1	225	3,480	1.1
家具建具工業	319	3,667	1.1	308	3,620	1.1	291	3,277	1.0
紙工業	52	996	0.3	52	900	0.3	48	771	0.2
印刷製本業	169	2,866	0.8	169	2,398	0.7	175	2,293	0.7
化学工業	85	2,024	0.6	82	1,978	0.6	85	2,131	0.7
石油石炭工業	5	94	0.0	5	310	0.1	6	346	0.1
ゴム工業	181	3,510	1.0	183	3,416	1.0	183	3,103	1.0
皮革工業	32	548	0.2	32	509	0.2	30	460	0.1
窯業	127	2,476	0.7	124	2,631	0.8	115	2,404	0.8
機械工業	327	5,497	1.6	337	5,892	1.8	336	5,403	1.7
電気機器工業	80	1,089	0.3	79	1,004	0.3	79	951	0.3
車輛工業	28	449	0.1	32	499	0.1	33	472	0.1
船舶工業	22	295	0.1	22	265	0.1	25	240	0.1
金属工業	382	6,654	2.0	370	6,329	1.9	376	6,136	1.9
その他の工業	1,150	9,438	2.8	1,106	8,771	2.6	1,089	7,985	2.5
製造業計	4,654	65,948	19.5	4,541	64,417	19.3	4,429	59,968	18.8
農林漁業	48	517	0.2	50	467	0.1	48	397	0.1
鉱業	15	290	0.1	12	188	0.1	10	205	0.1
建設業	6,793	85,412	25.3	6,795	84,181	25.3	6,743	80,393	25.2
卸売業	2,647	44,974	13.3	2,609	44,481	13.3	2,570	42,284	13.3
小売業	3,620	38,435	11.4	3,509	37,571	11.3	3,444	36,135	11.3
飲食業	1,688	12,157	3.6	1,690	11,971	3.6	1,673	11,413	3.6
運送倉庫業	1,087	18,788	5.6	1,102	19,018	5.7	1,066	18,114	5.7
サービス業	4,714	53,854	16.0	4,687	52,912	15.9	4,704	50,639	15.9
不動産業	982	13,980	4.1	1,082	15,332	4.6	1,168	16,774	5.3
その他の産業	455	3,144	0.9	431	2,682	0.8	413	2,286	0.7
非製造業計	22,049	271,550	80.5	21,967	268,803	80.7	21,839	258,640	81.2
合計	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0	26,268	318,608	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 信用保証の動向

## 5. 業種別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
食料品工業	6	86	6.1	7	88	5.8	12	151	5.5
繊維品工業	0	0	0.0	15	175	11.6	41	851	30.8
木材木製品工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
家具建具工業	1	4	0.3	4	26	1.7	9	45	1.6
紙工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
印刷製本業	3	31	2.2	3	13	0.9	0	0	0.0
化学工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
石油石炭工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
ゴム工業	3	16	1.1	3	28	1.8	0	0	0.0
皮革工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
窯業	0	0	0.0	0	0	0.0	9	136	4.9
機械工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
電気機器工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
車輛工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
船舶工業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
金属工業	0	0	0.0	5	91	6.1	3	16	0.6
その他の工業	3	81	5.7	5	17	1.2	8	112	4.1
製造業計	16	218	15.4	42	438	29.0	82	1,312	47.5
農林漁業	2	6	0.4	0	0	0.0	6	19	0.7
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	24	116	8.2	24	121	8.0	62	391	14.2
卸売業	32	210	14.9	21	386	25.6	10	86	3.1
小売業	27	226	16.0	39	327	21.7	43	319	11.6
飲食業	7	31	2.2	15	112	7.4	16	51	1.9
運送倉庫業	12	354	25.1	0	0	0.0	13	136	4.9
サービス業	25	240	17.0	22	112	7.5	41	445	16.1
不動産業	3	10	0.7	1	0	0.0	0	0	0.0
その他の産業	0	0	0.0	1	11	0.7	0	0	0.0
非製造業計	132	1,195	84.6	123	1,070	71.0	191	1,447	52.5
合計	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0	273	2,759	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

## 信用保証の動向

### 6. 制度別保証状況

#### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	1,115	22,414	9.3	1,229	28,263	47.9	1,400	27,872	46.4
県制度 計	13,521	218,043	90.1	2,471	29,401	49.8	2,364	29,262	48.8
市町村制度 計	3	30	0.0	3	22	0.0	2	11	0.0
国制度 計	45	1,550	0.6	46	1,299	2.2	87	2,870	4.8
合計	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0	3,853	60,015	100.0

#### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	4,711	85,646	25.4	4,249	80,746	24.2	4,286	81,087	25.5
県制度 計	21,653	246,180	72.9	21,942	246,471	74.0	21,647	230,489	72.3
市町村制度 計	29	86	0.0	22	77	0.0	17	61	0.0
国制度 計	310	5,585	1.7	295	5,926	1.8	318	6,971	2.2
合計	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0	26,268	318,608	100.0

#### 代位弁済

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
一般制度 計	33	374	26.5	18	197	13.1	42	548	19.9
県制度 計	107	920	65.1	134	1,143	75.8	213	1,695	61.4
市町村制度 計	1	12	0.9	0	0	0.0	1	9	0.3
国制度 計	7	107	7.6	13	168	11.1	17	507	18.4
合計	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0	273	2,759	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 信用保証の動向

## 7. 地区別保証状況

### 保証承諾

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	6,228	104,599	43.2	1,672	26,184	44.4	1,598	25,793	43.0
岩出市	613	9,664	4.0	154	2,212	3.7	172	2,726	4.5
紀の川市	801	13,444	5.6	206	3,557	6.0	232	3,567	5.9
橋本市	594	10,129	4.2	182	3,699	6.3	171	3,166	5.3
海南市	771	12,910	5.3	201	2,807	4.8	238	3,308	5.5
有田市	445	6,605	2.7	73	1,250	2.1	73	1,016	1.7
御坊市	429	6,448	2.7	100	1,874	3.2	96	1,488	2.5
田辺市	1,112	20,051	8.3	299	4,712	8.0	300	4,520	7.5
新宮市	716	10,153	4.2	164	1,748	3.0	163	2,211	3.7
九度山町	30	516	0.2	6	51	0.1	10	238	0.4
かつらぎ町	161	2,915	1.2	56	746	1.3	47	713	1.2
高野町	51	827	0.3	9	141	0.2	10	154	0.3
伊都郡計	242	4,258	1.8	71	937	1.6	67	1,105	1.8
紀美野町	150	2,367	1.0	48	762	1.3	31	505	0.8
海草郡計	150	2,367	1.0	48	762	1.3	31	505	0.8
広川町	97	1,750	0.7	18	246	0.4	24	258	0.4
湯浅町	190	2,766	1.1	42	399	0.7	29	228	0.4
有田川町	379	6,618	2.7	74	940	1.6	99	1,268	2.1
有田郡計	666	11,134	4.6	134	1,585	2.7	152	1,753	2.9
由良町	53	777	0.3	15	77	0.1	11	92	0.2
印南町	89	1,167	0.5	15	223	0.4	18	283	0.5
日高町	64	936	0.4	12	81	0.1	21	190	0.3
美浜町	70	987	0.4	19	207	0.4	24	421	0.7
みなべ町	269	4,627	1.9	64	1,312	2.2	70	1,259	2.1
日高川町	108	1,652	0.7	26	378	0.6	20	285	0.5
日高郡計	653	10,146	4.2	151	2,279	3.9	164	2,529	4.2
すさみ町	37	870	0.4	9	133	0.2	11	173	0.3
上富田町	156	3,175	1.3	43	882	1.5	52	1,090	1.8
白浜町	406	5,931	2.5	80	1,034	1.8	104	1,632	2.7
西牟婁郡計	599	9,977	4.1	132	2,049	3.5	167	2,894	4.8
北山村	3	28	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	19	145	0.1	3	26	0.0	2	9	0.0
古座川町	21	215	0.1	3	31	0.1	4	28	0.0
那智勝浦町	231	3,648	1.5	51	740	1.3	49	755	1.3
串本町	253	2,656	1.1	48	710	1.2	105	695	1.2
東牟婁郡計	527	6,693	2.8	105	1,507	2.6	160	1,488	2.5
その他	138	3,459	1.4	57	1,824	3.1	69	1,947	3.2
合計	14,684	242,037	100.0	3,749	58,984	100.0	3,853	60,015	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 信用保証の動向

## 7. 地区別保証状況

### 保証債務残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	11,173	146,972	43.5	11,172	144,374	43.3	11,045	137,560	43.2
岩出市	1,133	13,614	4.0	1,124	13,746	4.1	1,151	13,613	4.3
紀の川市	1,441	17,868	5.3	1,414	17,761	5.3	1,409	17,023	5.3
橋本市	1,270	16,160	4.8	1,197	15,722	4.7	1,155	15,444	4.8
海南市	1,329	17,485	5.2	1,349	17,352	5.2	1,401	16,581	5.2
有田市	758	7,960	2.4	748	7,799	2.3	721	6,992	2.2
御坊市	856	9,678	2.9	839	9,675	2.9	807	8,962	2.8
田辺市	2,291	31,258	9.3	2,249	30,074	9.0	2,219	28,188	8.8
新宮市	1,102	12,848	3.8	1,109	12,497	3.8	1,085	11,864	3.7
九度山町	72	1,094	0.3	67	1,051	0.3	67	1,194	0.4
かつらぎ町	354	4,330	1.3	361	4,392	1.3	355	4,261	1.3
高野町	94	1,128	0.3	87	1,141	0.3	84	1,019	0.3
伊都郡計	520	6,552	1.9	515	6,584	2.0	506	6,473	2.0
紀美野町	230	2,805	0.8	245	2,936	0.9	247	2,857	0.9
海草郡計	230	2,805	0.8	245	2,936	0.9	247	2,857	0.9
広川町	189	2,253	0.7	180	2,249	0.7	180	2,149	0.7
湯浅町	316	3,111	0.9	319	3,392	1.0	303	3,067	1.0
有田川町	645	8,145	2.4	647	8,169	2.5	655	7,523	2.4
有田郡計	1,150	13,510	4.0	1,146	13,810	4.1	1,138	12,739	4.0
由良町	108	942	0.3	109	951	0.3	108	875	0.3
印南町	174	1,527	0.5	165	1,484	0.4	154	1,479	0.5
日高町	114	1,190	0.4	114	1,101	0.3	107	987	0.3
美浜町	179	1,661	0.5	166	1,584	0.5	169	1,509	0.5
みなべ町	513	7,557	2.2	520	7,351	2.2	500	6,732	2.1
日高川町	213	2,443	0.7	200	2,425	0.7	195	2,311	0.7
日高郡計	1,301	15,320	4.5	1,274	14,897	4.5	1,233	13,894	4.4
すさみ町	69	980	0.3	69	1,027	0.3	62	912	0.3
上富田町	305	4,680	1.4	304	4,436	1.3	304	4,221	1.3
白浜町	669	7,837	2.3	650	7,465	2.2	629	7,066	2.2
西牟婁郡計	1,043	13,497	4.0	1,023	12,929	3.9	995	12,198	3.8
北山村	4	34	0.0	4	30	0.0	4	25	0.0
太地町	40	210	0.1	37	197	0.1	33	168	0.1
古座川町	43	288	0.1	36	274	0.1	25	209	0.1
那智勝浦町	413	4,285	1.3	386	4,247	1.3	370	4,101	1.3
串本町	427	3,550	1.1	418	3,474	1.0	433	3,365	1.1
東牟婁郡計	927	8,368	2.5	881	8,222	2.5	865	7,867	2.5
その他	179	3,602	1.1	223	4,843	1.5	291	6,351	2.0
合計	26,703	337,497	100.0	26,508	333,220	100.0	26,268	318,608	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 信用保証の動向

## 7. 地区別保証状況

代位弁済

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
和歌山市	50	338	23.9	48	361	23.9	151	1,845	66.9
岩出市	6	26	1.9	11	161	10.7	16	169	6.1
紀の川市	6	17	1.2	16	62	4.1	14	92	3.3
橋本市	9	270	19.1	16	219	14.6	13	89	3.2
海南市	14	128	9.1	10	55	3.7	15	112	4.0
有田市	7	111	7.9	3	90	6.0	6	66	2.4
御坊市	6	71	5.0	9	43	2.9	4	13	0.5
田辺市	8	48	3.4	22	184	12.2	14	96	3.5
新宮市	18	246	17.4	5	24	1.6	5	37	1.3
九度山町	0	0	0.0	1	2	0.1	1	7	0.3
かつらぎ町	3	4	0.3	1	3	0.2	0	0	0.0
高野町	0	0	0.0	0	0	0.0	3	32	1.2
伊都郡計	3	4	0.3	2	5	0.3	4	39	1.4
紀美野町	0	0	0.0	0	0	0.0	5	25	0.9
海草郡計	0	0	0.0	0	0	0.0	5	25	0.9
広川町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
湯浅町	0	0	0.0	4	10	0.7	1	7	0.3
有田川町	1	6	0.4	1	5	0.3	1	1	0.0
有田郡計	1	6	0.4	5	15	1.0	2	8	0.3
由良町	0	0	0.0	0	0	0.0	1	1	0.0
印南町	2	3	0.2	1	11	0.7	0	0	0.0
日高町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
美浜町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
みなべ町	0	0	0.0	0	0	0.0	1	2	0.1
日高川町	0	0	0.0	2	6	0.4	0	0	0.0
日高郡計	2	3	0.2	3	17	1.1	2	3	0.1
すさみ町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
上富田町	4	90	6.4	2	13	0.9	2	21	0.7
白浜町	1	11	0.8	4	133	8.8	5	96	3.5
西牟婁郡計	5	101	7.1	6	147	9.7	7	116	4.2
北山村	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
太地町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
古座川町	1	0	0.0	0	0	0.0	7	37	1.4
那智勝浦町	9	39	2.7	4	24	1.6	3	4	0.1
串本町	2	4	0.3	4	28	1.9	5	8	0.3
東牟婁郡計	12	43	3.0	8	53	3.5	15	50	1.8
その他	1	1	0.1	1	71	4.7	0	0	0.0
合 計	148	1,413	100.0	165	1,508	100.0	273	2,759	100.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

中期事業計画  
年度経営計画  
SDGsへの取り組み  
経営支援、再生支援  
創業支援・事業承継  
支援の主な取り組み  
広報・企業支援、社会  
貢献活動について  
信用保証制度の役割  
(目的と業務)  
信用保証のご利用  
にあたって  
保証制度のご案内  
信用保証の動向  
令和4年度事業報告  
個人情報保護へ  
の取り組み  
コンプライアンス  
態勢  
当協会の概要

## 信用保証の動向

### 8. 経営安定関連5号保証状況

#### (1) 金融機関別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
都市銀行	9	317	1.1	2	50	0.7	3	138	1.4
地方銀行	1,171	20,507	68.7	283	5,831	78.3	273	7,151	73.3
第二地銀	36	576	1.9	0	0	0.0	0	0	0.0
信用金庫	777	8,003	26.8	109	1,495	20.1	169	2,354	24.1
信用組合	24	397	1.3	0	0	0.0	3	17	0.2
政府系金融機関	3	39	0.1	2	67	0.9	1	12	0.1
農業協同組合 (和歌山県内)	1	3	0.0	1	1	0.0	1	80	0.8
合計	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0	450	9,751	100.0

#### (2) 業種別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
製造業	333	4,737	15.9	82	1,655	22.2	73	1,708	17.5
農林漁業	2	20	0.1	0	0	0.0	0	0	0.0
鉱業	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
建設業	516	7,925	26.6	98	1,792	24.1	110	2,373	24.3
物品販売業	657	9,107	30.5	120	2,198	29.5	155	3,297	33.8
運送倉庫業	69	1,508	5.1	30	747	10.0	40	821	8.4
不動産業	51	620	2.1	9	96	1.3	6	233	2.4
サービス業	393	5,925	19.9	58	957	12.9	66	1,320	13.5
合計	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0	450	9,751	100.0

#### (3) 担保別保証承諾

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
有担保	319	3,319	11.1	77	976	13.1	94	1,425	14.6
無担保	1,702	26,524	88.9	320	6,468	86.9	356	8,327	85.4
合計	2,021	29,843	100.0	397	7,444	100.0	450	9,751	100.0

#### (4) 年度別保証承諾・債務残高・代位弁済

(単位：百万円)

区分	保証承諾		保証債務残高		代位弁済	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
令和2年度	2,021	29,843	3,830	41,730	37	440
令和3年度	397	7,444	3,712	42,541	45	511
令和4年度	450	9,751	3,524	42,583	76	1,145

### 9. 保証条件変更実績

(単位：百万円、%)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度		
	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比	件数	金額	前年比
変更承諾	2,469	33,490	91.9	2,303	32,639	97.5	2,505	36,524	111.9
変更債務残高	2,362	26,903	92.0	2,386	29,471	109.5	2,559	32,255	109.4

### 10. 求償権回収実績

(単位：百万円、%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
実際回収	853	92.6	571	66.9	884	155.0

※金額欄、構成比欄はすべて四捨五入となっていますので、内訳が合計と一致しない場合があります。

# 令和4年度事業報告

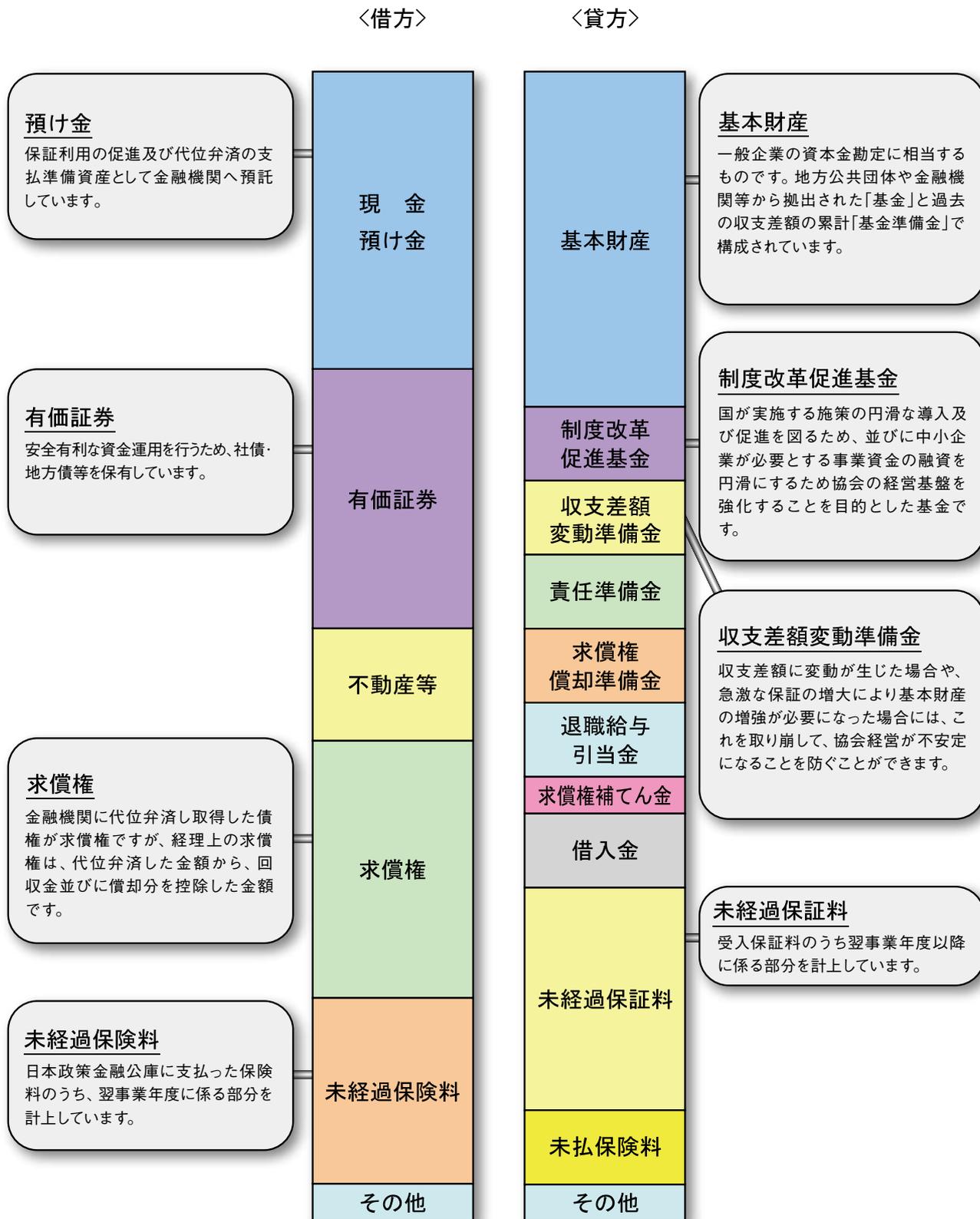
## 貸借対照表 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	92,966	基 本 財 産	19,488,541,888
現 金	92,966	基 金	7,293,153,000
小 切 手	0	基 金 準 備 金	12,195,388,888
預 け 金	10,967,742,636	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	6,966,439,374
普 通 預 金	773,887,175	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
通 知 預 金	0	責 任 準 備 金	2,030,684,806
定 期 預 金	10,188,013,000	求 償 権 償 却 準 備 金	189,715,029
郵 便 貯 金	5,842,461	退 職 給 与 引 当 金	653,709,070
金 銭 信 託	0	損 失 補 償 金	9,725,700,880
有 価 証 券	26,211,695,000	保 証 債 務	318,607,535,869
国 債	0	求 償 権 補 填 金	0
地 方 債	15,408,861,000	保 険 金	0
社 債	10,799,834,000	損 失 補 償 補 填 金	0
株 式	3,000,000	借 入 金	0
受 益 証 券	0	長 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	短 期 借 入 金	0
譲 渡 性 預 金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
そ の 他	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	587,622,184	雑 勘 定	9,812,405,178
事 業 用 不 動 産	514,374,982	仮 受 金	2,939,749
事 業 用 動 産	73,247,202	保 険 納 付 金	64,783,975
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	14,639,738
建 設 仮 勘 定	0	未 経 過 保 証 料	9,723,654,653
損 失 補 償 金 見 返	9,725,700,880	未 払 保 険 料	1,487,082
保 証 債 務 見 返	318,607,535,869	未 払 費 用	4,899,981
求 償 権	654,924,718	有 価 証 券 未 払 金	0
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	719,417,841		
仮 払 金	12,225,955		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	49,281,000		
連 合 会 勘 定	1,536,734		
未 収 利 息	36,709,321		
有 価 証 券 未 収 入 金	0		
未 経 過 保 険 料	619,664,831		
合 計	367,474,732,094	合 計	367,474,732,094

業務方法書の改正に伴い、当事業年度から責任準備金の積立方法を変更しております。  
 責任準備金の積立方法の変更については、業務方法書の取扱いに従っており、変更後の積立方法に基づく当事業年度の期首の責任準備金と、前事業年度末の責任準備金との差額を、当事業年度の期首の収支差額変動準備金に反映しております。  
 この結果、当事業年度の期首において、責任準備金が85,053,835円増加し、収支差額変動準備金が同額減少しております。

貸借対照表の用語解説



# 令和4年度事業報告

## 収支計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位：円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,390,757,389
保 証 料	2,924,758,877
預 け 金 利 息	1,642,267
有 価 証 券 利 息 ・ 配 当 金	228,960,085
調 査 料	0
延 滞 保 証 料	1,456,877
損 害 金	20,171,110
事 務 補 助 金	137,209,129
責 任 共 有 負 担 金	54,708,000
雑 収 入	21,851,044
経 常 支 出	2,382,709,730
業 務 費	988,991,395
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,393,483,013
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	0
雑 支 出	235,322
経 常 収 支 差 額	1,008,047,659
経 常 外 収 入	4,345,313,124
償 却 求 償 権 回 収 金	90,034,108
責 任 準 備 金 戻 入	2,084,574,253
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	69,463,715
求 償 権 補 填 金 戻 入	2,101,011,049
( 保 険 金 )	1,970,785,964
( 損 失 補 償 補 填 金 )	130,225,085
有 価 証 券 評 価 益	0
有 価 証 券 売 却 益	0
補 助 金	0
そ の 他 収 入	229,999
経 常 外 支 出	4,400,418,422
求 償 権 償 却	2,176,633,622
譲 受 債 権 償 却	0
雑 勘 定 償 却	1,978,818
有 価 証 券 評 価 損	0
有 価 証 券 売 却 損	0
退 職 金	1,005,495
責 任 準 備 金 繰 入	2,030,684,806
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	189,715,029
そ の 他 支 出	400,652
経 常 外 収 支 差 額	-55,105,298
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 変 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	952,942,361
収 支 差 額 変 動 準 備 金 繰 入 額	476,000,000
基 本 財 産 繰 入 額	476,942,361

## 財産目録

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

資 産		金 額
科 目		
現 金		92,966
預 け 金		10,967,742,636
金 銭 信 託		0
有 価 証 券		26,211,695,000
動 産 ・ 不 動 産		587,622,184
損 失 補 償 金 見 返		9,725,700,880
保 証 債 務 見 返		318,607,535,869
求 償 権		654,924,718
譲 受 債 権		0
雑 勘 定		719,417,841
合 計		367,474,732,094

負 債		金 額
科 目		
その他有価証券評価差額金		0
責 任 準 備 金		2,030,684,806
求 償 権 償 却 準 備 金		189,715,029
退 職 給 与 引 当 金		653,709,070
損 失 補 償 金		9,725,700,880
保 証 債 務		318,607,535,869
求 償 権 補 填 金		0
借 入 金		0
雑 勘 定		9,812,405,178
合 計		341,019,750,832
正 味 財 産		26,454,981,262

中期事業計画  
年度経営計画

SDGsへの取り組み

経営支援・再仕支援  
創業支援・事業承継  
支援の主な取り組み

広報・企業支援・社会  
貢献活動について

信用保証制度の役割  
(目的と業務)

信用保証のご利用  
にあたって

保証制度のご案内

信用保証の動向

令和4年度事業報告

個人情報保護へ  
の取り組み

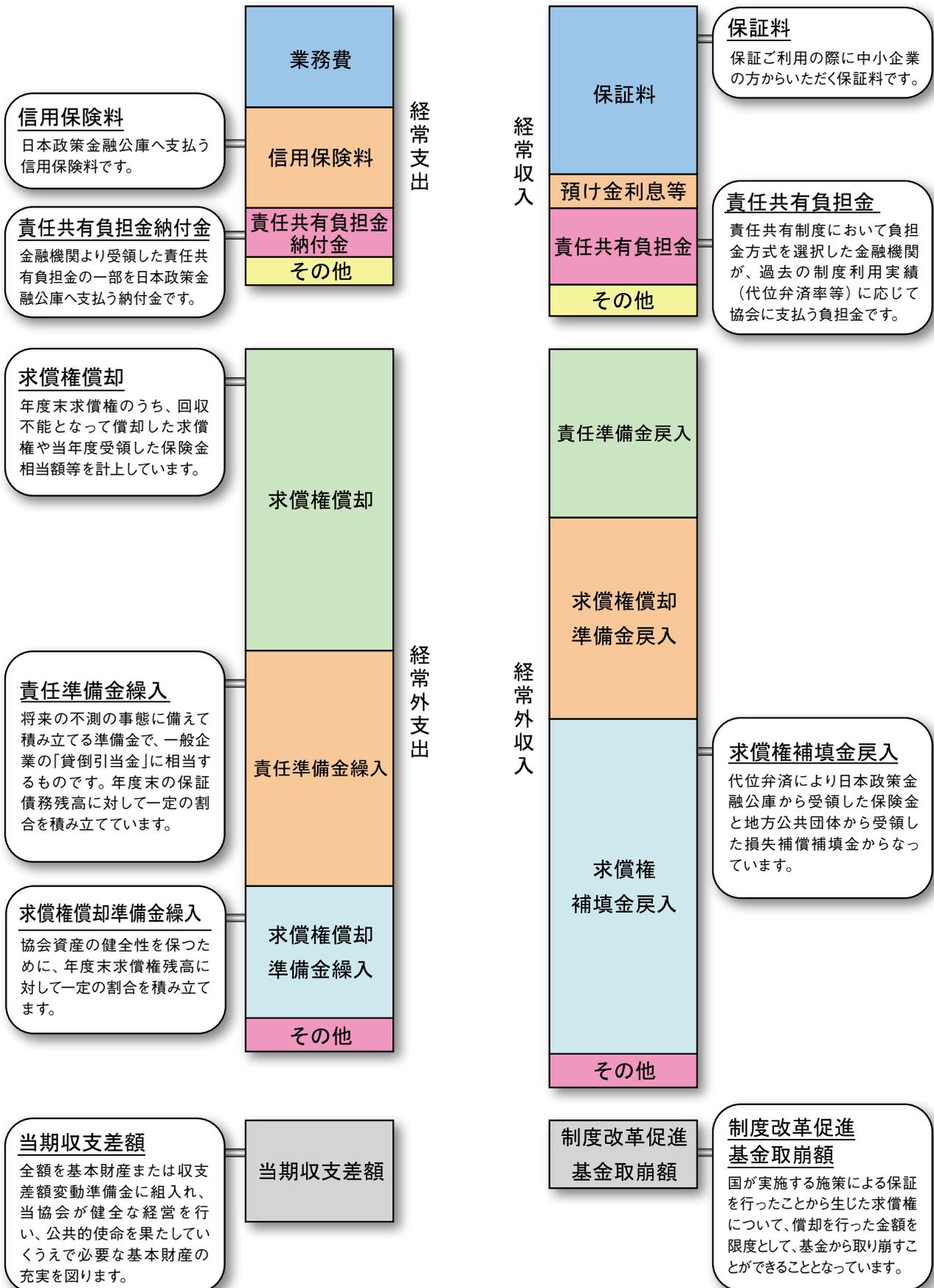
コンプライアンス  
態勢

当協会の概要

## 収支計算書の用語解説

### <支出>

### <収入>



## 個人情報保護への取り組み

当協会では、個人情報保護の重要性に鑑み、「個人情報保護宣言」を以下のとおり制定しております。業務上、お客様の個人情報を取得・利用させていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で適切に取り組み、個人情報の保護に努めています。

### 個人情報保護宣言

和歌山県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

#### （1）個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

#### （2）個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供、開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

#### （3）個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9.「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

## 個人情報保護への取り組み

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）ください。

### (7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- ・(6)、(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページ〔<https://www.cgc-wakayama.jp/>〕（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止等に関する対応窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

# コンプライアンス態勢

信用保証協会は、国および地方公共団体等関係機関の支援のもとに、中小企業のための不可欠な機関として中小企業施策の重要な一翼を担っています。

このような公共性と社会的使命の重要性に鑑み、当協会では、コンプライアンス重視の企業風土の醸成に努め、地域社会ならびに中小企業の皆様方から信頼され親しまれる信用保証協会を目指し、役員一丸となって取組んで参ります。

## 1. コンプライアンスの基本方針

### 【信用保証協会の公共性と社会的責任】

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

### 【質の高い信用保証サービス】

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

### 【法令やルールへの厳格な遵守】

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

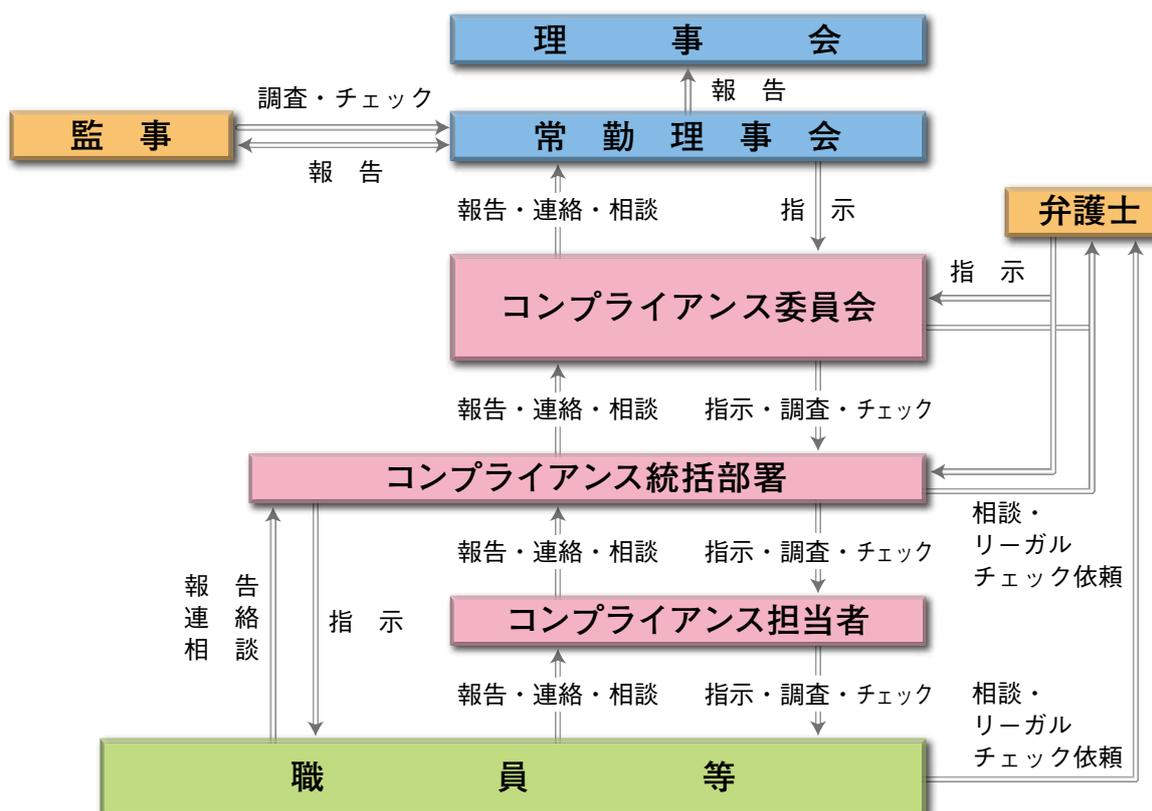
### 【反社会的勢力との対決】

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

### 【地域社会に対する貢献】

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

## 2. コンプライアンス組織体制図



## 当協会の概要

### プロフィール

保証債務残高	26,268件 3,186億円 [令和5年3月末現在]
事業所網	本所（和歌山市）、支所（田辺市）
役員員数	78名 [令和5年7月1日現在]
根拠法令	信用保証協会法（昭和28年法律第196号）
関係法令	信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号） 信用保証協会法施行規則（昭和28年大蔵省・通商産業省令第3号） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）

### 沿革

昭和23年12月27日	社団法人和歌山県信用保証協会設立登記完了 (和歌山市小松原通1丁目1番地〈和歌山県庁内〉)
昭和29年 7月 1日	信用保証協会法に基づく特殊法人としての組織変更登記完了
昭和31年 8月 9日	本所 事務所所在地へ移転（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和40年 5月 1日	田辺連絡所業務取扱い開始
昭和55年 4月 3日	田辺支所設置 登記完了
昭和58年 9月17日	本所 新事務所完成（和歌山市十二番丁7番地:現地番39番地）
昭和62年 5月23日	田辺支所移転 登記完了（田辺市朝日ヶ丘24番15号）
平成10年12月27日	設立50周年を迎える
平成18年 4月 1日	保証料率の弾力化導入
平成19年10月 1日	責任共有制度導入
平成22年10月12日	新電算システム「グローバルネクスト」を導入
平成22年11月 1日	信用保証協会団体信用生命保険制度の取り扱い開始
平成25年 4月30日	田辺支所が新事務所へ移転（田辺市朝日ヶ丘21番24号）
平成29年 1月 4日	新電算システム「ORBIT」を導入
平成30年 4月 1日	信用補完制度の見直し
令和 3年12月27日	SDGs宣言

### 役員構成

令和5年7月3日現在

理事長	細川 一也	(常 勤)
専務理事	寺本 雅哉	(常 勤)
常務理事	向井 学	(常 勤)
理事	堀田 幸平	(常 勤)
理事	川畑 哲哉	和歌山県議会経済警察委員会 委員長
理事	原口 裕之	紀陽銀行 取締役頭取
理事	田谷 節朗	きのくに信用金庫 理事長
理事	高野 祥臣	商工組合中央金庫 和歌山支店長
理事	深尾 悟朗	三菱UFJ銀行 和歌山支店長
理事	澤山 健司	三井住友銀行 和歌山法人営業部長
理事	藏口 真	南都銀行 和歌山支店長
理事	浦木 陸雄	新宮信用金庫 理事長
理事	田中 一壽	和歌山商工会議所 専務理事
理事	金谷 清道	田辺商工会議所 会頭
理事	植田 英明	和歌山県商工会連合会 会長
理事	玉置 篤	和歌山県中小企業団体中央会 会長
理事	三龍 正人	和歌山県商工観光労働部長
理事	本田 雅彦	和歌山市産業交流局長
監事	南條 秀記	(常 勤)
監事	和中 修二	公認会計士
監事	土井 智也	弁護士

## 当協会の概要

### 組織体制・担当業務のご案内

組織体制				担当業務
本所	企画総務部	総務課 (総務部門)	TEL(073)433-9709	理事会、人事、諸契約、定款、研修、労務管理・福利厚生、官公庁の窓口など
			FAX(073)433-9700	
		総務課 (経理部門)	TEL(073)433-9710	予算・決算、資金運用、出納・会計など
			FAX(073)433-9700	
	企画情報課	(企画部門)	TEL(073)433-9712	業務企画、業務方法書、事業計画、広報、保証制度、業務情報・諸統計の管理など
			FAX(073)433-9742	
	企画情報課	(電算部門)	TEL(073)433-9711	電算システムの開発・運用・管理、情報システムの構築・発信など
			FAX(073)433-9740	
	企業支援部	企業支援統括課	TEL(073)433-9703	保証業務および期中管理（事故報告書受付前）の統括・企画・調整、受付窓口業務の統括、保証および保証条件変更申込書・各種通知書等の受付、保証協会団信、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理など
			FAX(073)433-9702	
		保証課	TEL(073)433-9705	保証推進、金融相談・経営支援、信用調査・審査など
			FAX(073)433-9732	
	経営支援課	創業・事業承継サポートデスク	TEL(073)433-9704	金融相談・経営支援、再生支援などの信用調査、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理など
			FAX(073)433-9732	
経営支援部	創業・事業承継サポートデスク	TEL(073)433-9722	創業支援、事業承継支援など	
		FAX(073)433-9732		
管理部	管理統括課	TEL(073)433-9706	管理業務および期中管理（事故報告書受付後）の統括・企画・調整、事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務・代位弁済の諸否、代位弁済請求書の受付・代位弁済事務、信用保険・損失補償請求など	
		FAX(073)433-9701		
	管理課	TEL(073)433-9707	求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
FAX(073)433-9701				
コンプライアンス統括室		TEL(073)433-9713	コンプライアンス統括、内部監査、外部検査、苦情・要望など	
		FAX(073)433-9701		
田辺支所	業務課	TEL(0739)22-4666	各種申込書・通知書受付等窓口業務、保証書発行、保証料の徴収・返戻、担保設定・変更等の事務処理、金融相談・経営支援、信用調査・審査（再生支援を含む）、保証推進、事故報告書受付前の保証条件変更（返済方法、担保等）など	
		FAX(0739)24-9212		
	創業・事業承継サポートデスク	TEL(0739)33-7061	創業支援、事業承継支援など	
		FAX(0739)24-9212		
管理課		TEL(0739)23-5222	事故報告書の受付事務、事故報告書受付後の保証条件変更（返済方法、担保等）・調整・管理、代位弁済協議書受付事務、求償権の管理回収、回収処理事務、訴訟その他法的措置など	
		FAX(0739)24-9212		

#### 1. 本所 担当地域

和歌山市・岩出市・紀の川市・橋本市・海南市・有田市・御坊市・伊都郡・海草郡・有田郡・日高郡（みなべ町を除く）

#### 2. 田辺支所 担当地域

田辺市・新宮市・日高郡（みなべ町）・西牟婁郡・東牟婁郡





# WAKAYAMA GUARANTEE DISCLOSURE 2023



## ●本所

〒640-8158 和歌山市十二番丁39番地  
TEL.073-423-2255(大代表) FAX.073-433-9700~2

●南海和歌山市駅より	●JR和歌山駅より
タクシー 5分	タクシー 8分
バス(京橋下車) 10分	バス(京橋下車) 10分
徒歩 15分	徒歩 20分

## ●本所



## ●田辺支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘21番24号  
TEL.0739-22-4666(大代表) FAX.0739-24-9212

●JR紀伊田辺駅より
タクシー ..... 10分
バス(朝日ヶ丘振興局前下車) 15分
徒歩 ..... 20分

## ●田辺支所



広がる夢のおてつだい  
**和歌山県信用保証協会**

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
**GOALS**

私たちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

